

小値賀町議会第一回定例会は、平成二十年三月四日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番  
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮  
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎  
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良  
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会参事
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十年三月四日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員 ・ 岩坪義光議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 所 信 表 明
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第一四号 平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）
- 第六 議案第一五号 平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第四号）
- 第七 議案第一六号 平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）
- 第八 議案第一七号 平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第九 議案第一八号 平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第十 議案第一九号 平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第十一 議案第二〇号 平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十年小値賀町議会第一回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によつて、五番・浦 英明議員、六番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十一日までの八日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十一日までの八日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） おはようございます。

町 長

本日、ここに、平成二十年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨晚、黒島で民家火災が発生いたしました。春の全国火災予防運動中での事ではありますが、「火の用心」の徹底を図ると共に、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、開会に当たり、町政の運営について所信を申し述べますとともに、議案の主なものについて、その概要をご説明申し上げます、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今、全国的に景気は回復傾向にあると言われておりますが、地方においては、都市との格差等で依然として厳しい状況にあります。

合併せず自立の道を歩む、我が小値賀町とて同じことではありますが、『おちか新聞』一月号で述べましたように、町民全員が志を一つにし、町民一丸となつて事に当たれば、この逆境は乗り越えることが出来ると確信しております。

幸いに、国は格差是正のため、地方に目を向け始め、例えば、ふるさと納税制度や地方交付税算出基礎に地方再生対策費を盛り込むなど、様々な方策を講じ始めております。

しかしながら、将来にわたつての地方交付税の不透明さや、県補助金の一割カット、今後予想されるもろもろの事業に備え、厳しい財政運営をしき、体力の増強に努めたいと思ひます。

そのため、二十年度当初予算は、従来の経費削減のみならず、廃止・縮小・見直しをした上で、必要最小限の経費で最大の行政効果を計るべく、年間を通ずる総合予算として編成しております。

総務課関係について申し上げます。

総務班では、依然厳しい財政状況の健全化へ向けて、平成二十年四月一日で『行政改革大綱』を作成し、なお一層の行財政改革の推進に努めたいと考えております。

自立推進班につきましては、本年も引き続き、定住人口の拡大を推進するため、ＵＩターン促進事業を実施いたします。住民課関係について申し上げます。

福祉班では、当町も高齢化率が四一％を超え、福祉保健行政が益々重要となつており、高齢者施策のほとんどが介護保険事業に組み込まれてきております。今年度は、二十一年度からの介護保険「第四期事業計画」の策定の年であり、新たにサ

ービス給付量と介護保険料の算定を行います。こういった中で、小規模自治体のメリットを生かして、行政・地域包括支援センター・社協・博仁会が一体となり、住民一人ひとりに目の行き届いたサービスを提供してまいります。

住民に関心の高い国民年金等につきましては、社会保険庁が「ねんきん特別便」を送付して、それがまた問題となつていくことは議員の皆様もご承知のことと思います。町といたしまして、『回覧』等で、隠れた年金があると疑われ、初期に通知が来た皆さんには、取りあえず役場に届けるようお知らせしているところでございます。

保健班では、昭和五十七年に制定された「老人保健法」が平成十九年度で廃止され、新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」が二十年度から施行されます。それに伴い、七十五歳以上の後期高齢者に対する医療制度をはじめとして、医療保険制度等が大きく変わります。従来の保健事業の中の生活習慣病健診は、特定健診・特定保健指導として保険者に義務化されます。受診率向上や医療費削減効果などの成果が求められ、達成度により国保会計への財政的なペナルティーも設けられています。制度変更の中で、小値賀町に見合ったやり方というものを構築していくことにいたします。

感染症では、高病原性鳥インフルエンザが、いつ人から人に移る新型インフルエンザに変異するかが危惧されており、上五島保健所と連携を密にし、町内の対応マニュアル等の整備を進めてまいります。

現在、当町には十人の妊婦さんがいらっしゃいますが、安全・安心な出産と乳児の健やかな成長のため、保健と児童福祉の連携を更に強化してまいります。

環境班では、循環型社会の構築、地球温暖化防止を積極的に進めていく必要があります。二十年度は、老朽化したごみ焼却場の大規模な修繕を予定しております。焼却場の延命化を図るため、資源ごみの分別、焼却ゴミの減量化に向けて、議会や住民の皆様と協議しながら進めてまいります。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班では、国は、昨年末、品目横断的経営安定対策、米政策、農地・水・環境保全向上対策の内容を見直す、農政改革三改革を発表しています。その内容は、担い手の面積要件を緩和する市町村特認制度の創設、認定農業者の年齢制限の廃止、農地・水・環境保全向上対策では、事務手続きの軽減化などであります。それらを踏まえ、JAや関係機関と連携して、水田農業、農地・水・環境保全向上対策などの振興を図って行きます。

また、昨年設立されました農事組合法人「おちか大地」については、唐見崎地区で特定農用地を定め、面的な農地の集積

を推進し、特定農業法人として認定農業者になるような、新たな取り組みを実施しております。町としても、引き続き認定農業者の育成や、一定条件を備える集落営農組織の整備推進を図ってまいります。

水田農業については、昨年からJA等生産者団体自らが米の生産調整を行うようになっていきましたが、国の生産数量目標と実際の生産量とがあまりにも乖離していたため、二十年産米の生産調整では、行政の関与を再び強化し、水田農業推進協議会の役割を明確にして、生産調整目標を達成するように指導が織り込まれています。当町でも、十九年産米から生産目標数量の配分は行わず、農業者・農業者団体が需給調整を実施するようになっておりますが、二十年産米からは新たに面積換算値を提供し、地域水田農業推進協議会との連携を図りながら進めてまいります。

なお、平成二十年産の本町における需要量に関する情報は、五百二トンで、昨年より二・二トン少なく、面積換算値で百十九・五ヘクタールとなっております。農地・水・環境保全向上対策については、昨年同様、十一集落が取り組み、本町のほとんどの農家地区で、約二百五十ヘクタールの農用地を対象とした取り組みが行なわれています。

畜産関係におきましては、子牛の価格は依然として高値で推移していますが、今まで年四回開設していた子牛市場を、平成二十年産から年六回の開設を計画していますが、これは、畜産農家の経営の安定と購買者のニーズに対応し、上場子牛の斉一化を図るためと聞いております。

また、今年二月には、町内の各地区にある里山放牧場等を一元的に管理運営するため、「小値賀町島ごと放牧利用組合」を設立し、里山草地、遊休農地など、未利用草地資源の有効活用を推進し、放牧を核とした肉用牛経営の安定と規模拡大を図り、遊休農地の解消と草地里山の景観保全に寄与し、また、今年、新たに設定した飼養目標頭数八百頭の早期達成を指します。

林業関係につきましては、今年度も松林保護のための、松くい虫防除の空中散布及び地上散布、秋期の被害木伐倒駆除を行ないます。また、姫の松原への樹幹注入についても実施いたします。

水産班では、近年、原油価格の高騰が漁業者の生産活動に大きな影響を与えています。特に漁船の主燃料となるA重油の生産者への供給価格は、この四年余りの間に二倍近い水準にまで上昇しており、厳しい漁業経営を強いられております。そのため、漁業用燃油の高騰対策に係る費用を、二十年度当初予算に計上させていただいております。漁協ほか、町内の燃油供給業者、並びに生産者と調整を図り、支援を行いたいと考えております。



宇久・小値賀漁協においては、二十年度においても経営基盤強化のための施設整備が計画されておりますので、県・佐世保市と連絡調整を図りながら支援を行なっております。

また、平成十七年度から五カ年事業として小値賀漁業集落が取り組んでおります「離島漁業再生支援交付金事業」については、二十年度も引き続き、各種の漁業再生活動が行なわれることになっておりますので、県・漁協と連携を取りながら支援を行なっております。

町直営施設のアワビ種苗センターとあわび館においては、それぞれ稚貝の放流数の増加、収支の向上を目標に関係機関等の支援をいただきながら、取り組んでまいります。

商工観光班では、日本の景気は、米国のサブプライムローン問題に端を発し、減速化しており、日本経団連は「企業と家計を両輪とした経済構造を実現していく必要がある」との報告をまとめたところですが、当町の商工業においても、消費の冷え込みが続き、依然として厳しい状況にあります。

また、県内の商工会合併が進む中、当町では指導員合同設置で体制を維持しながら、商工会を中心として関係機関と連携しながら、商工業振興に積極的に取り組んでまいります。

町の公共交通機関である小値賀交通バス事業については、バス路線維持対策協議会で、バス路線としてのあり方や改善策などについて協議がなされ、バスの小型化や改善策が示されました。これに伴い公共交通会議を経て、小型ノンステップバス導入、運賃改定を、平成二十年四月から実施することで準備を進めております。町民の皆様が親しまれるバスとして、また交通弱者の足としてその役割を果たせるよう連携してまいります。

一方、観光におきましては、世界遺産暫定リスト入りした旧野首教会の献堂百周年を迎えるにあたり、各種の記念事業を計画いたしております。

また、国際的な交流の役割を果たしております、第八回「おぢか国際音楽祭」も十月実施で計画が進んでいるようでございますが、これらの事業を通して、当町の魅力を発信するとともに多くの方に来ていただき、交流人口の拡大と世界遺産登録の推進を図って行きたいと考えています。

また、地域資源を活用した体験型観光の推進を引き続き図っていきます。具体的には、NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会と連携しながら、今年も国際親善大使としてアメリカ高校生を受入れるほか、県内小学校数校の児童を「子ども

農山漁村交流」事業として受入計画をいたしております。

さらに、観光全般の取り組みとして、大手旅行会社とのタイアップによる積極的な誘客活動や各種自然体験、ツアーの実践及びおぢか観光まちづくり大使のアレックス・カー氏との連携による、地域経済の活性化を図るための仕掛けづくりや、神秘的なこの島を日本や世界に広く発信していく作業も進めていきたいと考えております。

じげもん推進班では、じげもん販路拡大事業として、関東・関西・福岡・県北の各小値賀会総会において、じげもんPR及び事業の概要を説明し、理解と協力を求めるよう計画しているのはじめ、福岡市の博多都ホテルにおいて、小値賀の食材を使った「小値賀フェア」の開催、当町の応援団として発足しております『じげもん推進隊』によるPR活動、小値賀杜氏所属の酒蔵での新酒蔵開きに併せての「物産販売」等を、本年度も実施したいと考えております。

次に、町内の各女性部等により構成されております「ふるさとの味・かーちゃんの味」つたえよー会が事業主体となり、継続的に取り組んでいる地産地消推進事業に対しまして、経費の一部を助成して、今後、更なる事業の推進を図っていきます。また、食育推進事業につきましても、「長崎県食の安全・安心確保交付金」事業を活用し、事業の推進を図っていきます。平成十八年度から、町内の産業が一体となる実行委員会の主催による、「じげもん祭り」を開催しておりますが、本年度で第三回目を迎えますが、恒例のイベントとして定着化されるよう期待をしており、開催に係る運営費の助成を予定いたしております。

また、昨年度、小値賀町じげもん振興協議会の事業として、当町じげもんセットのテスト販売やホームページ等の開設等を実施いたしました。今年度は、活動班の組織化を図り、受発注の窓口を一本化し、事業の円滑な運営の方向性を、関係者等と協議してまいりたいと思っております。

渡船事業では、人口減少や少子高齢化による利用者の減少や、燃料費高騰により運営が厳しい情勢にありますが、各種運航の改善、船員の接客向上や船舶の環境衛生の向上の研修を充実させ、町民の生活航路として、また観光客の利用に繋がるよう努めたいと考えております。

空港関係では、平成十八年三月に定期路線が廃止となった空港は、現在、患者輸送・民間機・海上自衛隊による慣熟訓練等の利用がっております。平成二十年度に県が空港の最終方針を決めることになっておりますが、当町ではパイロットスクール事業を中心とした利活用策を推進しているところです。

また、複合的なチャーター便の就航が可能となれば、観光の推進にも繋がるのではないかと期待しているところです。農業委員会について申し上げます。

本年度も、昨年度の全国農業委員会系統の重要課題である、耕作放棄地の解消、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大等の事業に引き続き取り組みつつ、小値賀の農業の担い手である認定農業者の育成・支援にも努めてまいります。

また、今年は、七月に農業委員会委員選挙が予定されております。「農地の番人」、さらには「地域の世話人」としての新たな農業委員会のスタートの年となります。

建設課関係について申し上げます。

平成十七年度より老朽化した公営住宅の解体と、公営住宅の建て替えを実施いたしておりますが、平成十八年度までに二棟八戸の公営住宅の解体と、六棟二十五戸の公営住宅を建設してまいります。十九年度は、十八年度に建設した小浜団地に隣接する用地に十四戸の公営住宅を建設しております。本年度はストック改善事業により、既存住宅の改修事業等を予定しております、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の整備を図っていきたくと考えております。

下水道事業関係では、公共下水道処理区域全てが供用出来るようになり、十九年度から斑地区の下水道工事に着手しております。十九年度は管渠工事を二キロメートル予定していましたが、岩盤等により繰越事業となっております。本年度は、管渠工事と共に処理場に着手し、来年度に供用を開始したいと思っております。工事期間中は、騒音、交通規制等により、地区住民の方にはご迷惑をおかけいたしますが、小値賀のきれいな海と環境保全のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道関係では、中村第二浄水場のポンプの改修により、第一浄水場脱塩装置の稼働を極力控えてまいりましたが、十九年度に浄水池を新設し、老朽化し、維持管理に多大の経費のかかる脱塩装置を撤去しております。新たな浄水池の築造により、帰省客の多い盆等のピーク時にも、安全で安定した水道水の供給が出来るようになります。

役場前から柳田町を通る県道は道幅が狭く、車等の通行に支障をきたしており、以前より、県に離合所等の改良工事を陳情いたしておりましたが、平成十八年度に調査測量費を付けていただき、十九年度は用地買収、家屋の移転補償等が主でしたが、本年度から改良工事に着手の予定です。消防防災の面からも早急な完成が望まれます。

漁港関係では、小値賀漁港の抜港、また高速船接岸用ポンツーンが波浪により、利用できない等をふまえ、沖防波堤の延伸、旧ターミナル岸壁の改良工事が計画されており、平成十九年度に調査測量設計が実施されております。本年度には沖防波堤、旧ターミナル岸壁工事等に着手の予定です。

柳漁港護岸は、東からの台風により、越波による被害が出ており、平成十九年度から越波防止の護岸改良工事を着手しておりますが、本年度は、護岸改良工事と防波堤改良工事に着手する予定でございます。

教育委員会関係について申し上げます。

長崎県は、児童・生徒数の減少が進む中で、『島地区』における教育水準の維持向上を図るため、県独自の取り組みとして、「奈留」「小値賀」「宇久」の三地区を指定し、「小中高一貫教育の研究」を平成十七年四月から取り組みました。それに伴い、当町においても平成十七年六月に「小値賀地区小中高一貫教育推進委員会」を発足し、小・中・高校の校長・教頭先生を中心に、平成十七・十八年度の二年間、研究・協議を重ね、昨年四月から試行に入り、平成二十年四月の本格実施に向けて鋭意努力しております。

去る二月十五日には、昨年四月から具体的に実践された教科等を保護者・地域の方々、及び教育関係者の出席を得て、「小中高一貫教育研究報告会」が開催されました。今後、十九年度の試行を踏まえ、過去二年間の研究・協議の検証を行い、四月からの本格実施に対応していきたいと思っております。

旧野首教会は、平成十八年度に世界遺産の候補として「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が、ユネスコの暫定リストに登録されております。現在、世界遺産への正式登録を目指して、県・市町の歩調を合わせた取り組みが行なわれており、本町においても二十年度に登録条件となる構成資産の精査や、周辺環境の保存管理計画や文化的景観調査などを計画しております。

診療所について申し上げます。

診療所は、昨年より新任医師二名による新たな体制で診療を行なっておりますが、一年近くが経ち、地域の雰囲気にも慣れ、安定した診療が行なわれております。

また、昨年十二月より夜間看護を二名体制で行なっておりますが、二名体制にしたことで医療の安全性、緊急時の対応、看護業務の軽減が図られているものと考えております。

しかしながら、依然として看護師不足であり、日勤帯での看護師数が手薄になっているところであり、確保に向けて努力していきたいと考えております。

診療報酬改定等で診療所の運営は、年々厳しくなっております。医療費の増大を抑えるため、疾病の早期発見に努め、島

外へ流れている医療費を出来る限り町内に留めるべく、検査等の充実を図り、更なるジェネリック医薬品の導入を進め、安定した医療行政に努めて参りたいと思ひます。

議案関係について申し上げます。

まず、平成二十年度当初予算であります。一般会計予算の予算額は、二十五億七千万円であり、昨年度当初予算と比較し、二二・五％・五千七百万円の減額、特別会計の予算額は八会計で、十九億八百五十七万五千円であり、二〇・九％・五億三百七十四万九千円の減額となっております。

次に、平成十九年度補正予算であります。今回の補正額は、年度内に執行を要する事業費について計上いたしております。一般会計は、四千七百九十万円の増額、特別会計六会計で、三百六十三万四千円の増額補正をいたしております。

この結果、平成十九年度一般会計の予算総額は、二十八億六千五百三十万円、同じく特別会計では、二十四億九千九百三十一万一千円となります。

なお、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案等、十五件の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案三十一件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（横山弘藏）** これで所信表明を終わります。

**日程第四、一般質問を行います。**

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

八番・立石隆教議員

**八番（立石隆教）** 私は、町長に新型インフルエンザ（ひと↓ひと型の鳥インフルエンザ）への対応策について、教育長に歴史民俗資料館二十周年記念事業について伺ひます。

まず、新型インフルエンザへの対応策についてでございますが、私は、かつて平成十七年十二月定例会で、鳥インフルエ

ンザに関する質問をいたしました。その頃から、新型コロナウイルスの大流行が世界で懸念されておりました。それから二年が過ぎましたが、WHOを中心に専門家の関心は「これは『もし』ではなく、『いつか』の問題であり、H5N1型の新型インフルエンザが発生するかどうかではなく、いつ発生するかに」移っています。今年に入ってNHKでも特集を組んで、このH5N1型の変異した新型インフルエンザのパンデミック（爆発的な世界的流行）について警鐘を鳴らしています。

町長は、NHKスペシャル『最強ウイルス・新型インフルエンザ大流行の恐怖』はご覧になったでしょうか。いったんパンデミックが起こるやいなや、大変な状況が訪れる可能性が高く、しかも他の先進諸国に比べて対策が遅れている日本の現状が示されておりました。WHOや厚生労働省の発表では、『全世界で一億五千万人を超える死者、日本国内でも二ヶ月で六十四万人の死者』が見込まれているそうです。この新型ウイルスの脅威は、一九一八年〜一九一九年に大流行したスペインかぜの死者一億四千万人、死亡率二・五%よりも大きく、かつて人類が経験したことがない大被害が出るとの予測があります。ちなみにこのスペインかぜの主な犠牲者は、二十歳〜四十歳の健康な若い成人で、犠牲者の九九%は六十五歳未満だったそうです。

自治体の最大の役割は、住民の命と財産を守ることです。住民の健康や安全に対しては最大の関心を払っていく必要があります。その意味で、考えられる危険があれば、あらかじめ予防や万が一の対応策を考えておかねばならないと思います。二年前に私が質問したときに、「厚生労働省が平成十七年に新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、国の行動計画を策定、長崎県は国の通知を受けて県の行動計画を策定、それに併せて上五島保健所は、管内感染症対策協議会を十二月の末に開催することにしており、その後、町としての行動計画を急ぎ策定したい。」との答弁でした。それから時間も経過しておりますが、あれから県や関係機関とどのような話し合いがなされ、町としてこの問題に取り組んできたのか伺います。更に少し具体的なことを伺います。新型インフルエンザの対応策を考えると、大きく分けて二つのケースを考える必要があると思います。小値賀で初めて発症した場合が一つのケース、次が日本で流行し、小値賀に入ってくるケースであります。確立は少ないですが、小値賀で初めて患者が発生したときの対応はどのようになっているのか。県レベルでの話し合いも持たれているようですので伺います。

次に、このケースが一番可能性が高いと思いますが、日本中で流行し、小値賀に入ってくる場合です。まず考えるのは、小値賀港という水際で食い止める策であります。船から上陸する人間のチェックが必要となりますが、その体制をとるつも

りがあるのかどうか。また、どのようなチェックの仕方を考えているのかを伺います。

水際で防げなくて小値賀で流行するケースについて伺います。

患者に対する対応はどうなりますか。小値賀診療所が最前線になると考えられますが、その時の体制作りや備えは十分でしょうか。今の内から対応策を『マニュアル化』しておく必要があるのではないかと思います。鳥から人にうつったH5N1型ウイルスは肺機能にダメージを与え、患者は一く二日で呼吸困難に陥っています。変異したウイルスもこの毒性を維持すると仮定するならば、人口呼吸器が必要になります。今、診療所には何台の人口呼吸器がありますか。また、今後導入の予定はありますか。かなり高額な機械ですから、自前で十分な台数を揃えることは無理だと思われませんが、流行時に人口呼吸器の一時調達は可能でしょうか。その辺の計画はどうなっているか伺いたいと思います。

次に薬の問題です。タミフルの効果も疑問視する学者もいるようですが、初期段階であれば効く可能性があるといわれるタミフルのストック状況を伺います。二年前伺ったときは、「五日処方で大人九十人分と子ども十人分」との答弁でしたが、その後、政府レベルで備蓄量を増やすなどの対応や県レベルの計画などで、この薬に対する制限や方策が示され、実施されているようですが、現在、本町のストック状況及び流行した場合のタミフルの調達についての計画はどうなっているのか伺います。また、タミフルと同様にリレンザという薬も効果が期待されているようですが、この薬は小値賀診療所にはおいてあるのでしょうか。タミフルが世界的に不足している状況では、リレンザも備蓄の候補とすべきだと考えます。現状を伺います。

新型インフルエンザが小値賀で流行した場合、対応する最前線は小値賀診療所であり、医師や看護師や職員、また住民課の職員であると思われまます。直接、対応する人たちの防護服についてはどう考えておられますか。最前線を担う先生や職員たちが倒れては大変です。もしかして発生及び大流行した場合のことを考えて準備しておく必要があると考えますが、防護服の調達についてはどうなっているのか、さらに調達計画があれば伺いたいと思います。

新型インフルエンザのパンデミックは、一人一人の患者の問題だけに止まりません。もし、日本中に大流行した場合、経済活動にも日常生活にも大きな影響があることが想定できます。例えば物資の流通のシステムです。公共交通についても荷物のトラック便についても船についても、従業員が一律にインフルエンザに感染し休んだ場合、物資の流通などに人員が不足して通常業務に影響が出る可能性があることです。特に小値賀においては、船が一週間ほど欠航する可能性も想定する必

要があります。その時、どのような対応策を講じたらいいのかも検討することが必要です。また、従業員の欠勤やその他の影響で電力がストップする可能性も考えなければなりません。その時の診療所の体制をどうするか、或いは公的業務や島内の経済活動をどうするのか、また各家庭の食料確保においても検討の必要があります。

新型インフルエンザが世界で流行した場合、ワクチンが出来るまで四〜六ヶ月ぐらいかかると言われております。大流行の危険が予見できるのであれば、それに対してどう備えるかは行政の役割です。また家庭での準備も必要です。最終的には、自分の家族は自分たちで守るとの意識が重要となります。しかし、その時に必要なことは、確かな情報提供と予防のための備えです。前もって意識を啓蒙するための取り組みも行政の仕事としてやるべきことであると考えます。

このように人類にとって未だ体験したことのない新しい形のインフルエンザが未曾有の流行をもたらした場合、パニックが起こり、大変な状況になることを想像することに堅くありません。『転ばぬ先の杖』という言葉もありますように、小値賀としてあらゆるケースを想定したマニュアル作りを、平時の時にしておく必要を強く感じます。この問題に対する町の姿勢を伺います。

再質問があれば、質問者席から行います。

また、次の歴史民俗資料館二十周年記念事業についての質問は、新型インフルエンザについての質問が終わった後に行います。

**議長（横山弘藏）**

町 長

**町長（山田憲道）** まず、新型インフルエンザについて今までの県や町の話し合いの状況ですが、立石議員がおっしゃるように、新型インフルエンザの発生が非常に危惧されてきて、県は医療部会で、早期対応戦略ガイドラインや医療体制に関するガイドライン、抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドラインについて協議を重ねており、平成二十年一月に、県の方で市町を集めて対策会議が開催されたところです。

二月に入り、新型インフルエンザに関連した発熱相談窓口の設置をはじめ、上五島病院への患者搬送、上五島保健所、小値賀町の体制づくりなどについての協議を始めました。

新型インフルエンザが町内で初発の場合の対応でございますが、感染症は封じ込めが重要であります。仮に疑似患者が発生した場合は、患者を隔離し、接触者の洗出し調査と隔離が基本です。



患者が発生しますと、上五島保健所から職員が検体輸送器具及びアイソレーター等を持参し、患者と検体等を収容し、上五島病院へ搬送いたします。搬送は、車・チャーター船を用いますから、その体制と従事者への感染防止などに配慮することが必要となります。その他の住民への対応も重要であります。冷静に行動することや出来るだけ人との接触を避けることなどの、注意喚起や新たな患者発生情報を早くつかむこと、医療機関を始め、関係従事者への抗ウイルス薬の投与などがまず考えられる対応だと思います。

診療所は、町内唯一の医療機関であるため、罹患、疑似患者が直接診療所を受診することは、むしろ感染が広まる恐れがあり、避けなければなりません。そこで、医師による電話対応により、患者自宅への往診によるか、診療所外の施設を隔離棟にし、収容する方法をとるべきだと考えております。

次に、町内で流行した場合の対応策でございますが、国内、何処でも流行しているかどうかで大きく支援の程度が違ってしまうと思います。町内だけであれば、外部からの強力な支援が考えられます。指定医療機関の上五島病院は、専用の隔離病床が五床しかなく、町内で流行した場合は、本町独自で対応することを余儀なくされます。町内の流行に対し、自分たちだけで対応するとした場合、何が優先され、何が出来るか、とても難しい状況だと思いますが、災害対策本部を中心に、町をあげて対応することになります。

まず、罹患者とそうでない人を分けることが必要です。隔離された人たちに対しては、適切な診療・治療が必要でしょう。

一方、まだ感染していない人たちの健康管理が必要です。外出を減らし、外の人と交わらないようにするなど、感染のリスクを減らすように指導いたします。蔓延防止としては、小値賀町が町民に対してN95マスクを配布するという方法もあるのではないのでしょうか。とにかく大変な状況となり、地震などの災害と同じような対応が必要になってくると思われれます。普段の生活が出来るように食料・水などのライフラインの確保なども大切なことであり、また、正確な情報を提供することも重要だと考えます。

次に、人工呼吸器の保有台数についてでございますが、診療所に一台、救急車に移動式が一台ございます。

また、タミフルの備蓄ですが、通常処方在庫がタミフルカプセル75が、二百六十カプセルで、人数に直すと一日二カプセルの五日分として、二十六人分ございます。国から平成十七年十一月二十四日付で、「注文を前年度の使用実績によるものとし、備蓄目的の注文の禁止」という通達が出されているため、基本的には備蓄はできないようになっております。県の

備蓄状況は県民人口の割で、十四万七千人分ございます。

次に、防護服の備えについて申し上げます。

医療従事者と消防、一部の行政関係者は必要だと考えます。診療所では、防護服セットを十セット保有いたしております。別に、サーズ対策のときに保健所が配備したものが、健康管理センターに二セットあります。使い捨て仕様となっております。数が足りないため、国、県レベルで各自治体や医療機関に配備すべきとの要望を上五島保健所にいたしております。

次に、町外で発生し、流行した場合の本町の対応策でございますが、発生の程度が少ない段階と、パンデミックと呼ばれる大流行段階で、条件は大きく異なっております。少数の発生であれば、九州商船や美咲海送・野母商船など、航路からの進入を食い止める工夫が必要だと考えます。

極端に言えば、船の出入りをやめることが効果的ですが、物資も含めて日常生活に相当な支障をきたすと思えますし、そういう強権発動は難しいでしょう。もう少しゆるやかな対応は、関所のように降りる客を一度止めて、バイタルチェックや問診を行い、危ない人は一定期間隔離するという方法があります。こういうことは、ルール作りをしつかりやれば対応できるのではないかと思います。パンデミックになれば、基本的に社会活動自体が麻痺すると思えます。電車・バス・タクシー・病院すら当てにならないことも想定されます。小値賀と佐世保や博多間の船も通うかどうかわかりません。また、通うとなると、都会に出た小値賀の子供や縁故者が島に帰りたいと言ってくることも予想されます。そのときの町の体制は、どれだけ日常の生活が支障なく出来るかの体制作りと、住民への支援が必要になってまいります。特に食料や燃料・水・電気などのライフラインを確保することが一番重要になるのではないかと思います。

あらゆる状況を想定したマニュアル作りの必要性については、議員のおっしゃるとおり大切なことであります。国も県もいろいろな状況ごとに対応するべき行動計画やガイドラインを作っております。しかし、大流行になったら、想定外のことが発生し、どこまで機能するのか難しいと思えます。

小値賀町においては、平時に準備しておくことを整理し、大流行前に想定されるいろいろな場面ごとに、問題点や課題について協議し、行動計画を策定する必要があります。これから関係者で作業を進めてまいります。以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 基本的に私は今回、お尋ねをしたいということは、町としてそういうふうな、もしかのことを、大変な状況が起きるということを想定をして、あらかじめ体制を整えるという形を、どこまで出来るかということでありませう。

そのためには、しっかりとしたマニュアル作りということは大変だと思っております。ただし、そのマニュアルがどこからどこまでをやらなければならないのかということがまた問題であります。そのことについて確認をしておきたいというふうに考えております。

驚異的なインフルエンザ流行に備える上で不可欠なのは、十分な情報と適切な判断に基づく行動です。先ほど、最後の方に町長はおっしゃいましたけれども、本当にそういう状況が起きたときに、あらかじめ想定していたことと、全然違うことが起こってくるということも、当然有り得ることであります。そんなことを言っていたんでは行政のやるべき仕事を放棄することであり、如何にそういうことを想定しておいてですね、平時のときに、そういうふうなことに対応する形をとっておくか、それがとっておけば、それ以上プラスアルファになったときに、それに柔軟に対応するという力が残ってるわけでありませうから、ひとつそういうことでやっていただきたいなというふうに思います。

で、ある機関がですね、出したこのウイルスが大流行してる、パンデミックを起こしたときに、ということが考えられるかっていうことで、十一ほど挙げております。

一つは、膨大な数の患者と死亡。二つ目が、精神的・肉体的苦痛。三つ目が、医療従事者の感染。四つ目が、医療機関への過剰負担と医療サービス供給の破綻。五つ目が社会基盤従事者の感染。さつき私が質問いたしましたように、交通・通信・警察・電気・水道・食料・消防というところに問題が起きる可能性があるということです。それから、社会機能・行政機能の破綻。行政の職員の皆さんも感染する恐れがあるわけですから、そういうことにおいては、それらが通常のように機能しないということも考えておく必要があるということです。それから、住民の皆さんにとっては、日常生活の制限。例えば外出をしないとか、なるべく人と会わないとかというようになんかになりますと、会合を開こうというのを止めましょうとかですね、いろんなことが起こってくるのが考えられます。それから八番目に、企業活動の制限。これはまあ小値賀において大きな会社があるわけではありませんが、人が集まって、それでいろんな仕事を成してるところってというのは感染し易いんですね。ですから、なるべく行かない方がいいわけで、会社も休みにした方がいいということになるわけで、そうなりますと、企業活動が制限される。じゃあ、いつまで制限されるかと言うとですね、大変なことが起こる。アメリカではG

NPが数%、二%ぐらいは落ちるんじゃないかというぐらいの予測を立てております。大変なことです。九番目に、ドミノ効果による企業の存続基盤の崩壊、つまりそれで会社がもう成り立っていかないと状況も考えられると。それから十番目に、生産年齢人口の減少。先ほど、私が言いました、これで体力の弱いお年寄りが亡くなっていくかというところ、そうではなくて、寧ろ若い人が亡くなる可能性が高いんだということでもあります。それから十一番目、莫大な経済的損失が起こるだろうと…。まあこういうことをですね、想定をして、近い将来、最悪の事態を想定して、社会全体で今から可能な準備を始めることが必要であるというふうに我々に警告をしております。

まあ、「起こらんかも知れんじやなか」というようなですね、そういう楽観的なこともあると。私は起こらない可能性の方がひよつとすると高いかも知れないと思っておりますが、しかしながら、気になることがあります。それはですね、今まで人類の歴史上ですね、数十年の周期でパンデミックが発生してるといって、歴史的な事実であります。で、「数十年」というのは、三十年から四十年周期というふうに言われております。

それですね、昔に遡りますと、一八四七年にパンデミックが起こって、それから四十二年経っております。一九一九年の、あのスペインかぜからすると、二十九年経っております。ということになりますとですね、一九六八年に一番近いのはですね、一九六八年に『香港インフルエンザ』が起こっておりますが、これ以来、三十八年間はパンデミックが起こっていません。ということは、さっき言ったように、数十年に一回の周期でそれが起こってるんだということになりますと、そろそろかなあというのが、その学者の言い分なんです。ですから、過去の歴史的な経験から、可能性は徐々に高まりつつあるというのが大方の見方であります。

そういうことにおきますとですね、我々もほんとに準備をしつかりとしておかなければいけないと。だから、変に恐怖とかですね、不安をおおる必要はないと思えますが、町としての役割は、「こういう対策をしますから、もし起こった場合はこういうふうになんと考えておりますので、ご安心ください。」という形は執らなければいけないだろうというふうには思っております。ですから、そういう意味ではちゃんとしたマニュアルを作る、行動計画をしつかり作るということが必要だと思っております。

そこで、ちよつと細かいことを伺いますが、先ほど、人口呼吸器が一台と携帯用が一台、二台しかない…。これはですね、うちの方が初発のときに、一人か二人しか発生しないというときは大丈夫なんです、その場合は、上五島の方に移送

するということですから、まあその場合は大丈夫でしょう。しかし、うちで流行したっていう場合、何十人もそういう状況になったときに、その患者を直ぐに移送できるのかっていう問題です。その場合、例えば佐世保でも流行している、上五島でも流行しているっていう場合、「うちでは受けられませんから、そちらでやってください。」っていう話になったときに、これはどうなのかなあと…。

この鳥インフルエンザが今、鳥から直接人間に移るといふところまではきてますね。そこで、鳥インフルエンザから直接人間に移った場合、その多くの人が肺炎でやられてますね。呼吸困難に陥るんですね。で、そのときに、『頼みの綱』というのは人口呼吸器、人口呼吸器があるから命が永らえるかって、そうではないんですが、その可能性は高いんですね。で、そういうことであればですね、これはこのままでいいのかなあと、そのときにそのよそからそれを借りるといふことも可能なかどうか、その辺はどうお考えでしょうか。

まずはそれを伺っておきます。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（山田憲道）** お答えいたします。

上五島で発生した場合にはですね、大村の国立の方から医者と人口呼吸器はですね、借れるんじゃないかというふうには思っております。

佐世保だけでした場合には、勿論、上五島の方にはですね、最初の方は送ると思いますが、あとの方につきましては、隔離病棟が今、病舎がありませんので、交流センターが一番ですね、ベッド、それから厨房等がありますので、そしてまた民家と離れているということで、隔離病棟については交流センターが一番最適ではないかと思っております。

**議長（横山弘藏）** 診療所事務長

**診療所事務長（升水裕司）** お答えいたします。

小値賀が初発の場合であれば、上五島の保健所の方から患者移送のアイソレーターとか、人口呼吸器をこっちに持ってきて搬送するような形になるんですけれども、長崎県内で各圏域にですね、発熱病棟ということで、新型インフルエンザの患者さんが出た場合は、そこに収容するというふうなことになります。

そういうことであれば、上五島病院であれば病棟が五床しか確保できないということなんですけれども、それは上五島で

も各地区でそういうふうには患者が発生した場合は、小値賀は小値賀で対応するしかないと思います。その場合にですね、人口呼吸器が今、診療所の中には病棟で一台保有しております。今、検討していますけれども、可動式の、動かせる人口呼吸器を、まあ平時でもですね、予備として要るんじゃないかということで、一台を検討いたしております。

ただ、その人口呼吸器もですね、可動式であつても高いのでは四百万から、安いのではちよつと百万までというふうにですね、幅があるんですけども、まず一台、可動式のを今検討いたしております。それと、消防署の方の救急車にですね、可動式が一台保有しております。

ただ、患者さんが多数発生した場合に、「人口呼吸器が足るか」と言われた場合にですね、平時であれば救急の貸し出しというか、業者さんの方から呼吸器の貸し出しは可能性があると思うんですけども、まあそれでも台数には限りがあると思います。ただ、こういうパンデミック時ですね、大量発生した場合に、どれくらい確保できるかっていうのは、ちよつと今のところ不明です。あまり多くは確保は出来ないと思います。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） お金があれば何十人分も買ってほしいと思いますが、なかなか厳しい財政ですので…。ですが、少なくとも今可動式のこと、少し増やすということを考えるということでありますが、今、診療所に置いてあるのは患者さんが使っている場合がありますよね。そうしたら新たに発生したときに、それを使えないという状況ですよ。となれば複数というものも、少し考えておかなければいけないというふうに思います。先ほど、前提を申し上げたように、上五島も佐世保も発生しているっていう話になると、なかなか厳しいという状況があります。

であればですね、小値賀の場合、最も考えなきやいけないのは、佐世保市や上五島で発生しているときに、小値賀でまだ発生してないっていう場合、水際で止めるといふ、所謂、発生させないということが最も重要だと実は思っております。

先ほど、お伺いしたときに答弁の中で、「そういうふうな船から降りる時にチェックをかけるということも考えられる。」おっしゃいました。「そのときにルール作りが必要だろう。」ということですが、それについては具体的になされるつもりはありますか？検討するようなことになってますか？その辺を伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

**町長（山田憲道）** 今ですね、先ほど述べましたが、国、県がある程度して、そして上五島保健所で二月にそういう担当者と会議があったということで、全部想定をしてくださるね、県とも相談しながら早急に作らなければならぬとは思っております。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 次に、タミフルの備蓄であります、前回聞いたときには大人で九十人分というのが、二十六人分。それは国の方が制限をして、勝手にどこかの自治体がたくさん持つてるといふ状況はなくそうということをやつてるようですから、必要なときにはそういうところから回してもらおうという状況だと思います。

それはそれとしていいんですが、ただこのときに心配なのは、地続きだと歩いてでも取りに行けるんですが、もし、海がシャットアウトされたら、船が出ませんというときに、その薬はどうやって運ぶんだらう？と今度は逆に心配になったりするんですね。それについても、もしかのときを考えて、その場合はどうしようということ、今、余裕のあるときに考えておいてほしいなと思っております。

そのことと、それから、先ほど、交流センター辺りに隔離するということですが、その前にいろんな作業をする人たちがいます。防護服が十セットと、それから二セットぐらいが使い捨てのがあるということですけども、そういう発生したときに、どういう人たちが直接にその人と対応して、そして感染する可能性の高い人間は何人ぐらいだろうかというような数字まで出しておられますでしょうか。そういう、どことどこと誰が対応して、そして「一番危ないから誰が防護服を着ろ」というような形になっている、それも事前にしといた方がいいんですね。例えば、本部長が体制を整えるでしょうから、本部長が誰かと、本部長が倒れちゃいけないので、例えば町長が本部長だったら「町長が防護服を着れ」という話もあるかも知れませんが、そういうことを事前に決めておくということが大事なのではないかと思うんですが、その辺のところはちゃんと検討していただけますか？

**議長（横山弘藏）** 町長

**町長（山田憲道）** 最初の質問ですが、パイロットスクールが出来るといふことで、大村の米倉院長とか、上五島の八坂院長との話ではですね、チャーター便で今後とも専門外来が結構ありますので、そういうことについてはチャーター便を出すような格好になるのではないかと思っておりますが、こういうことにつきましても、一応まだ協定の方は結んでおりませんが、これも大村の方ともですね、協定を結びながら医療関係の補充とですね、医師の応援、看護師の応援は今後ともそうい

う話は進めて契約をするというふうには考えております。

防護服については、一応医療関係、大住元所長を含めてですね、皆さんと協議をしながら全体的にですね、しなければいけないんじゃないかと思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 是非今のうちに、そういうことをしっかりと検討してほしいと思います。

ロンドン大学ですね、公衆衛生学部の学部長の、ロッド・ブリフィス教授が、次のように言っています。

「今、喫煙者がとるべき最も明白な行動は、タバコを止めることです。喫煙を続けたまま、インフルエンザの大流行を迎えて感染した場合、重症患者になるのはほぼ確実です。」というふうにおっしゃっています。（笑い声あり）

多分、もし起こったときには、本部長は町長になると思います。町長が倒れては困りますから、是非喫煙の方は少し控えていただきたいというふうに思います。それはさておき、もし、患者が発生したときですね、これを流行らせないということが大事ですよ。先ほど、いったん流行ってしまったら、呼吸器なんか足らんです。で、薬もちゃんと効くかどうかとも判らないという問題があります。

そこで、感染した人と感染していない人が接触しなければ感染は広がらないんです。これは基本ですよ。ですから、如何にして接触をさせないようにするかということですね。もし、いったん発生した場合は、町の権限で出来ることは、あらゆることは、接触は図らないようにしようということ、やると…。どういうふうにすればいいかということ、是非、今のうちから検討してほしいと思います。

そうすると、どのような生活パターンに小値賀町民はなるのかと、「外出を控えてください。」という話になると、外出を控えるためにはどうするかというと、「必需品を備蓄しておいてください。」という話になるわけですね。そういうふうなことにしてもですね、どこまで町民の皆さんにそういう合意を得ていただけるかということもですね、考えておいてほしいなあというふうに思います。

小値賀の場合は水まで止まらんとは思いますが、例えば水についても、「ある程度、三日ぐらいは持つといてください。」ということも必要だろうし、電気が止まったときのために、「電池は置いといてください。ロウソクは持つといてください。」と…。それから、ある本にはおもしろいなと思ったんですが、電気が止まったとき、「携帯電話の電池式の充電器も置いと



け。」と。あくそれはそうだなあと私も思ったりしておりますが、そういうふうな形でですね、もしかしてそういうふうになつた場合、患者を収容するというだけの問題ではなくて、如何にして感染を拡大させないかということも是非、このマニュアル作りのときには検討をしておいてほしいというふうに思います。

やっぱり、そういう大流行させないためには、「日頃からの栄養のある物を食べる」ということは基本のようです。「タバコも吸うな」ということは基本のようです。「酒もあんまり飲まない方がいい」ということも出ておりますが、まあそれは別として、そうしたですね、体調管理つていうことについての啓蒙ということも行政はやるべきではないかということをお思っております。

そういうふうなことで、是非この『マニュアル作り』についてはほんとに真剣に取り組んで、具体的なほんといろんなケースを考えた上で、どうするかということ、是非大きな仕事になると思いますが、やっていただきたいというふうにあります。

で、こういうふうなものに対応するには、行動計画の策定、所謂マニュアル作りなどの具体的な形があらかじめ準備し、関係者で十分に議論して、住民のコンセンサスを得て、そして必要な対策は即座に実行に移すとともに、本当は演習を行い、実効性を確認しておくことが重要だというふうに厚生労働省も申しております。

そういう意味では是非、そういうふうな取り組みをお願いしたいと思っております。

町長の答弁を伺います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（山田憲道）** 私事であれですが、『禁煙』ということで、議会が終わってから診療所の方で、禁煙のですね、パッチを付けてもらうように一応予約いたしております。（笑い声あり）

それから、十二時十五分からだだったと思うんですが、その脅威のあれは一生懸命見させていただきました。これは小関さんがアメリカのPTPの高校生がちょっとどこかですね、今、ジャワの方で百一名ですか、発生したという経緯があつて、世界に、もしどっかでした場合、今年の二十年度は来れないかもわからないということですね、一生懸命見まして、その中で、日本の予防接種というのは、センターでみんな集まると。それでは駄目だということで、各家族が車に乗って患者が降りらないで予防接種をします。そういう体制作りまでもしなければ、この新型インフルエンザの防御は出来ないん

じゃないかというふうには考えておりますので、いろいろと今後とも関係各位とですね、相談をしながら是非マニュアル作り等をですね、したいと考えております。

**議長（横山弘藏）** 立石 議員

**八番（立石隆教）** 二点目を伺いたんですが、よろしいですか。

教育長に歴史民俗資料館二十周年記念事業について伺います。

小値賀の歴史民俗資料館は、小さきながらもその内容及び収集資料の豊富さと重要さなどで学者や研究者など、国内はもとより国際的にも高い関心を持たれている存在、高い評価をいただいている存在であります。

特に大陸との交易や交流は太古の昔より行われ、その痕跡は連綿としてこの小値賀町に存在し、残されています。日本と大陸との海の回廊の一翼を担ってきた小値賀は日本と大陸との文化交流の海の中継地として歴史的な役割を果たしてきたことは百も承知のことと存じます。こうした小値賀の歴史の証拠を集めた小値賀の歴史民俗資料館を、そして小値賀の島の存在感を、内外にアピールするチャンスはこうした開設何周年という区切りの年であります。五周年、十周年、十五周年と過去三回の記念事業にも多くの専門家が集まり、シンポジウムや企画展を行い、好評を博してきました。

そろそろ二十周年を迎えますが、今回はどのような記念事業を考えているのでしょうか。時期的なこと、内容及びその規模など、構想をお伺いいたします。

なお、再質問があれば、質問者席から行います。

**議長（横山弘藏）** 教 育 長

**教育長（巖 充也）** お答えします。

小値賀町歴史民俗資料館は、平成元年十二月に開館し、本年十二月で二十年を迎えます。

過去、周年事業を実施した中で、前回、十五周年事業は町単独事業で実施しております。

ご承知のとおり、町の財政状況が厳しい中で、町財政負担を少しでも軽減する努力が必要と思えます。

今回の二十周年事業については、『財団法人地域活性化センター』による「平成二十年度活力ある地域支援事業」を活用し、助成金の申請をしているところでございます。

申請は、本年一月に、長崎県地域づくり政策課を通して提出しております。

結果は、四月以降になってからその結果は来るというふうに聞いておりますので、その結果を踏まえてから検討したいと思えます。

一応予定では、当然、補正予算というふうに現実的にはなるかと思えますので、計画の事業はその補正後の計画を考えております。おおむね、十月以降を考えております。

以上でございます。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** じゃあ、本年度十月以降ぐらいに、まあ一応そういう構想はあるんだということですね、「あと、お金の問題がありますので。」「という答弁だったと思いますが、ただ勿論、財政事情がありますので、目茶苦茶なお金の使い方は出来ませんが、これは非常に先ほど申し上げましたように、小値賀の存在感を内外に示すことにおいては大きな役割を果たしているんです。

そういう意味においてはですね、「地域活性化センターからのお金が下りなければなりませんよ。」という話になると、「それはどうかな?」というふうなことを思いますが、その地域活性化センター頼みなんですか?他にいろんな工夫をしてくすね、何とか経費を集めてこようとか、或いは町の財政から捻出出来ないかとか、そういうことは考えていないのかどうか。それから、ある程度、今の段階で構想はあるのかどうか。「お金次第で構想を考えます。」と言うのかどうか、そこを伺っておきます。

**議長（横山弘藏）** 教 育 長

**教育長（巖 充也）** お答えします。

最初の財源については、これは地域活性化センターからの助成が出るか・出ないかという結果によつてですね、まあ一つ考えられるのは、「出ない場合にどうするか」ということが考えられると思えます。

当然、その場合は、私どもには財源の保障がありませんので、町長部局の方と協議をして、許される範囲の中でやらざるを得ないというふうに考えております。

もう一つは、この地域活性化センターへ助成の申請をする中で、当然事業の計画はございます。一応内容的には、特別企画展、それから記念的な講演、それからシンポジウム等、四点ぐらいの事業を考えております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） これは、ほんとに我々は近くにあるとすね、近くにあるものは案外大したことないというふうに思いがちなんです。見慣れた景色とかですね、実はそういうものが外側から見ると、ものすごく大事なものであったりするんです。そういう意味では、このような記念の事業というのは、とても大事なことだと思っておりますので、どうかそういう点で積極的に教育長も動いていただいて、成就、実行できるように期待をしております。

以上で私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二十五分	—
—	再開	午前	十一時	三十二分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

一番（宮崎良保） 私は、小値賀町の活力ある畜産産業づくりにおいての、獣医師業務について町長の基本姿勢について伺います。

現在、一名の獣医師が勤務しておりますが、三年後には退職となります。

畜産は、ご承知のとおり、本町農業の基幹産業であり、現在、飼養戸数六十九戸、頭数六百六十三頭、販売価格においては、平成十七年度より二億円を突破し、昨年は二億八百五十四万円となっており、五年前の平成十五年の、一億四千三百七十三万円と比較すると、五年間で、一四五・三%と増加をしております。

低迷する産業の中で、将来にわたって小値賀の町づくりにかかせない産業に育っており、現在は、販売額三億円の突破を目標に頑張っておるところでございます。

しかし、昨年からの高騰による、購入飼料や生産資材の高騰により、その経営は他の産業と同じく、厳しいものがあります。このような中で、平成二十年以降も「牛は土地の担い手」と位置付け、飼養頭数八百頭を目標に「島ごと放牧利用組合」を設立し、低利用の草資源を効果的に活用して、規模拡大により、低コスト生産による経営安定を図って行く方針だと聞いております。

また、小値賀町の畜産は 遊休農地の解消・自然景観をつくり、牧歌的な環境をつくり、観光資源としても期待されます。

このように畜産農家が一体となって「和牛の里おぢか牛」作りに頑張っている中で、唯一危惧されるのが、牛の健康管理であり、退職時期のせまった獣医師の確保であります。

当該獣医師は、昭和五十年に大学卒業後、当時の小値賀町農業共済組合の嘱託獣医として奉職し、その後、小値賀町に勤務しながら、牛の臨床業務から小値賀町の総合的な健康管理や様々な事業に貢献し、昭和五十年代の冷凍精液へ移行する中で、受胎率低下に必死に取り組み、当時、四百五十頭まで急激に減少した飼養頭数を、現在の頭数まで持ち上げた最大の功労者でもあります。その後の、口帝疫やBSE発生時にも早急な対応により、小値賀から一頭の発生牛を出さなかったことは、皆さんもご承知のとおりであります。

また、その臨床の技術も県下でも高い技術力で定評があり、家畜保健所の獣医師も一目置いているところです。

県下の臨床獣医師の中で、小値賀町の獣医師の役割は、単に臨床のみでなく、町全体の畜産事業に関与し、その業務は多岐に渡っており、近年のペット獣医師志望が多い状況で、大家畜の獣医師の確保は大変困難な状況になっております。

また、臨床技術の継承は勿論、牛の登録審査や生産検査などの登録協会業務や畜産農家と連携した、除角・削刺・畜舎の消毒などの指導、飼育の指導など、臨床業務以外の畜産農家との連携などを考慮したとき、そのすべての業務を継承するためには、当該獣医師の退職後ではスムーズな業務の移行が難しく、一年でも早く後継者の確保が必要であります。

当該獣医師が退職後も嘱託獣医として残っていたのが一番いいんですが、当該獣医師の意思を尊重しながら、新規の若い獣医師の確保が急務と推察するところです。

そこで、町長に早期の獣医師の確保の意思があるかどうか、後継者対策など、どのように考えているのか伺います。  
なお、再質問は、質問者席から行います。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（山田憲道）** 家畜診療所の今後の体制についてお答えいたします。

皆様もご存知のとおり、石橋獣医師は昭和五十年度に採用され、三十三年間、小値賀町家畜診療所の獣医師として家畜の診療を一人で診てきて来ました。これまで、様々な困難に対処して来られ、町の農業振興に努められていることに、心から感謝いたしたいと思います。

石橋先生も三年後は定年を迎えることとなりますが、私としては、このまま町の嘱託の獣医師として残っていただければ

と思っております。

しかし、石橋先生におかれましては、定年後の獣医師の仕事を固辞されていますので、後任の獣医師の確保について、石橋先生にも相談して探していただいていますし、県北家畜保健衛生所や農業共済組合等にも協力を得ながら、早期に後任の先生を探し、石橋先生が退職するまでの間には、先生が今まで培ってきた臨床の技術を継承する体制を整え、町畜産が後退しないように努力していきたいと考えております。

以上です。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**一番（宮崎良保）** 現在のですね、獣医師の確保つちゅうとは大変厳しゅうございます。大学を卒業してから直ぐ就職をするわけですけども、そのほとんどがペットの獣医師となっております。

で、大家畜の獣医師はですね、臨床を伴う開業獣医師、或いは嘱託獣医師と、臨床しない獣医師、県や市やの指導的立場の獣医師、これらが二つに分かれます。この中でも臨床を主にする獣医師というのは、かなり低い確率で就職しておりますので、この人材の確保はですね、今から取り組まんと三年後どうなるか、そのとき、急に確保しようとしてもなかなかありません。高齢者か、他の県や市の獣医師の退職者か、或いは高待遇で迎えるしかないのでありますので、なるべく早くですね、一年でも早く、このことに具体的に取り組んでほしいと思っておりますので、お伺いいたします。

**議長（横山弘藏）** 町長

**町長（山田憲道）** 先ほども述べましたが、いろいろですね、今後、関係機関と協議をしながら、是非ですね、確保に努力をしてまいりたいと考えております。

**議長（横山弘藏）** 宮崎議員

**一番（宮崎良保）** このことはですね、小値賀の畜産にとつてはほんとに重要な問題です。

今、六百六十頭、そして将来は八百頭ということで、畜産農家は意気込んでおりますので、その一番の不安材料が、この牛の健康です。放牧しますと、やはり『ダニ熱』のような熱病が発生しますので、早期にですね、若い獣医師を伴って、そして石橋獣医と一年でも長く、その技術の継承を行うよう、ほんとに努力していただきたいと思います。

それで私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 新任になるのか、ベテランになるのかというのは、ちよつと今のところ判りませんが、石橋先生の在職中にですね、是非確保できるように努力してまいります。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。

先ほどの町長の『所信表明』で、誤りがありましたので、訂正をしたいと思いますので、それを許します。

町 長

町長（山田憲道） 議案関係の件の、昨年度の当初予算と比較して「二・二%の五千七百万の減額」ということで、この「二・二%」を「二二・五%」と言ったそうでございますので、訂正をよろしくお願いいたします。

日程第五、議案第一四号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課 長

財政課長（西村久之） 議案第一四号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）について説明いたします。

今回の補正予算は、特別交付税の追加補正及び幼稚園園舎・地域総合整備事業債等利率の高い地方債の繰上償還に伴う基金繰入金の追加計上が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四千七百九十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十八億六千五百三十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、「塵芥収集車購入事業」「二トンドン購入事業」「漁協経済コンピュータ設置事業費補助金」「船舶自動給油施設整備事業費補助金」「新小浜団地公営住宅建設工事」それぞれの限度額を減額補正、「小値賀交通バス購入事業」の限度額を増額するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税を二千万円増額し、地方交付税の総額を十六億八千七百二十二万二千元としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料を十四万三千円増額、同じく二目・民生使用料三十万円減

額、同じく六目・土木使用料三十六万円減額、同じく七目・教育使用料を八万円減額し、使用料の総額を二千四百九十五万四千円としております。同じく二項・手数料、二目・衛生手数料を十万円減額、同じく三目・農林水産業手数料を六十万円増額し、手数料の総額を一千百三十四万二千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を三十万一千円減額し、国庫負担金の総額を四千九十三万三千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金を七十一万九千円減額、同じく四目・土木費国庫補助金一千百九十九万二千円の減額は、地域住宅交付金一千五百八十八万三千円の減額が主なものでございます。同じく六目・教育費国庫補助金を二万五千円減額、同じく八目・商工費国庫補助金を七十七万九千円減額し、国庫補助金の総額を九千五百三十三万九千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を二万六千円減額し、委託金の総額を三百十三万七千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金を五十四万二千円減額、同じく二目・民生費県負担金を十五万五千円減額し、県負担金の総額を四千三百五十八万三千円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金を九万七千円増額、同じく二目・民生費県補助金を九十七万九千円減額、同じく四目・農林水産業費県補助金二百二十七万円の減額は、離島漁業再生支援交付金百二十二万四千円、新世紀水産業育成事業費補助金二百四十七万八千円の減額が主なものでございまして、県補助金の総額を一億七千五百五十万五千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を七千円減額し、委託金の総額を二千二百十九万三千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入を三万九千円減額、同じく二目・利子及び配当金を八十五万四千円増額し、財産運用収入の総額を七百八十七万五千円としております。

十六款・寄附金、一項・寄附金、一目・一般寄附金を五十三万二千円増額、同じく二目・総務費寄附金を十二万九千円増額、同じく三目・民生費寄附金を六十一万七千円増額、同じく四目・衛生費寄附金を五十一万九千円増額、同じく七目・教育費寄附金を十七万九千円増額し、寄附金の総額を百九十八万三千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、三目・まちづくり担い手育成基金繰入金を百四万六千円減額、同じく八目・減債基金繰入金六千五百二十一万八千円の増額は、利率の高い地方債を繰上償還するために増額するものでございます。同じく九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金を一万円増額し、基金繰入金の総額を一億四千四百九十五万五千円としております。



十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を三百五十七万八千円減額し、雑入の総額を六千六百七十九万九千円としております。

二十款・町債、一項・町債、三目・衛生債を三百四十万円減額、同じく四目・農林水産業債を百万円減額、同じく五目・商工債を七十万円増額、同じく六目・土木債を一千三百九十万円減額し、町債の総額を二億三千七百三十五万円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を十四万四千円減額し、議会費の総額を五千四百四十一万五千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を二百七十五万円減額、同じく二目・文書広報費を四十五万一千円増額、同じく四目・会計管理費を三万円減額、同じく五目・財産管理費八百三十二万六千円の増額は、各種基金の積立金七百五十一万二千円が主なものでございます。同じく六目・企画費を二十二万二千円減額、同じく七目・交通安全対策費を三十万一千円減額、同じく八目・空港費は財源調整、同じく十一目・ふるさと創生事業費を百四万六千円減額し、総務管理費の総額を三億八千七百七十九万四千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、二目・住民基本台帳ネットワーク費を四十一万六千円減額し、戸籍住民基本台帳費の総額を七百六十七万二千円としております。同じく四項・選挙費、一目・選挙管理委員会費を五万九千円減額し、選挙費の総額を一千百二十九万二千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費を七千円減額、同じく二目・国土調査費は財源調整でございまして、統計調査費の総額を三千五百三十三万二千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費二千百十四万七千円増額は、老人保健特別会計繰出金二千百八十一万四千円が主なものでございます。同じく二目・国民年金事務費を三万六千円減額、同じく三目・老人福祉費を百二十五万二千円減額、同じく四目・身体障害者福祉費を九十六万円増額し、社会福祉費の総額を三億二十五万五千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費を四十万円減額、同じく三目・児童福祉施設費を五十三万一千円減額し、児童福祉費の総額を五千四百三十二万六千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費百五十万円の減額は、簡易水道特別会計繰出金でございまして、同じく三目・環境衛生費は財源調整でございまして、保健衛生費の総額を一億一千五十二万八千円としております。同じく

二項・清掃費、一目・塵芥処理費二百八十九万四千円の減額は、塵芥収集車購入費二百五十万二千円の減額が主なものでございます。同じく二目・し尿処理費を三十四万円増額し、清掃費の総額を九千二百四十九万四千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、二目・農業総務費を十万円増額、同じく三目・農業振興費を九千円増額、同じく四目・畜産業費を百三十六万二千円減額、同じく五目・農地費を二十一万七千円増額し、農業費の総額を一億九千八百八十一万一千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費二百二十九万三千円の増額は、松くい虫防除作業委託金二百二十四万円が主なものでございまして、林業費の総額を二千六百七十三万九千円としております。同じく三項・水産業費、二目・水産業振興費五百九十三万五千円の減額は、漁協経済事業システムコンピュータ整備事業補助金百三万四千円の減額、船舶自動給油施設整備事業費補助金三百四十万八千円の減額、離島漁業再生支援交付金百六十三万二千円の減額が主なものでございます。同じく三目・水産施設費を百五十七万円減額、同じく四目・漁港管理費を十六万七千円減額、同じく五目・漁港建設費を七十一万六千円減額し、水産業費の総額を一億九千七百七十七万四千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費を十二万九千円減額、同じく二目・商工業振興費は財源調整でございまず。同じく三目・観光費を二百万円増額し、商工費の総額を九千五百五十一万一千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費百万円の増額は、下水道事業特別会計繰出金でございまして、土木管理費の総額を一億二百七十八万四千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を十一万七千円減額し、道路橋梁費の総額を一千七百四万六千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費を十九万九千円減額、同じく二目・住宅建設費二千四百八十一万九千円の減額は、公営住宅建設工事等二千二百七十五万円の減額が主なものでございまして、住宅費の総額を一億六千二百九十九万九千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費を二百十九万二千円減額し、消防費の総額を七千五百三十九万四千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を四十二万六千円減額し、教育総務費の総額を三千四百八万円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を六万円減額、同じく二目・教育振興費を十三万円減額し、小値賀小学校費の総額を一千三百五十八万八千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費を二十一万円減額、同じく二目・教育振興費を三十二万三千円減額し、小値賀中学校費の総額を一千五百四十五万八千円としておりま

す。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費は、財源調整でございませぬ。同じく七項・社会教育費、二目・公民館費を百二万六千円減額、同じく四目・歴史民俗資料館費を四十二万円減額、同じく五目・文化財保護調査費を二万円増額、同じく六目・図書館費を四十五万七千円減額し、社会教育費の総額を六千八十二万九千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を五十四万五千円減額し、保健体育費の総額を二千二十万三千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金六千三百八十二万七千円の増額、同じく二目・利子三十九万二千円の減額は、公債費の繰上償還及び通常の償還に伴うものでございまして、公債費の総額を七億六百二十五万円としております。

十三款・予備費を七千円減額し、予備費の総額を五百五十二万七千円としております。

以上で、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

松永議員

**九番（松永勇治）** 地方交付税は、十八年度と比較いたしますと、普通交付税で五千六百三十五万九千円、三・三七%の減、特別交付税で六百一万九千円、七・七%減、合わせて六千二百四十一万円の、三・五七%の減額ですが、特別交付税をですね、三月交付を、先の議会ですとね、財政課長はあと四千万見込んでいたということと、三・五七%の減額です。二千万円の補正は、前のと合わせますと七千八百二十一万四千円になりますけれども、これで確定でしょうか。

**議長（横山弘藏）** 財政課長

**財政課長（西村久之）** お答えします。

三月交付分につきましては、まだ『確定通知』は来ておりませんが、十九年度の地方財政計画の予定では、前年度の約二〇%、通常分ですとね、の計画で予算化するということとで指示がっておりますので、その関係をしますと、約八千万あまりになると思います。『頑張る地方応援プログラム』がありますので、それを除きますと、大体八千万ぐらいだと思つて、今回、二千万円計上させていただきますました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・使用料及び手数料

松永議員

九番（松永勇治） 六目の土木使用料ですね、町営住宅使用料三十六万円減額になっておりますけれども、それとですね、使用料の過年度分があつたと思えますけれども、その徴収状況についてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

住宅使用料の三十六万円、この減額でございますけど、当初、使用料を見積もる段階においてですね、建替住宅で十六戸、今度十九年度四月から入居されたわけですけど、そこに十六戸、すべて新しい人が入るつちゆうことを想定して使用料を積算しておりますので…。それはですね、約四戸、空き室となっておりまして、その分の使用料がですね、減額になっております。

それと、過年度分の徴収でございますけど、これはまだ受付け中でございますので、現在のところはですね、約四十万ほどありますけど、まだ五月いっぱいまで、出納閉鎖までは請求する予定でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	零時	零分	—
—	再開	午後	一時	二十九分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

第十三款・国庫支出金

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 四目・土木費国庫補助金ですけども、地域住宅交付金。これは大幅に減少になってますけども、その原因をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

国庫補助金の減額については、入札差金によるものでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 国庫補助金の、八目・商工費国庫補助金でございますけれども、まあバス購入費に係る補助金でございますまして、七十七万九千円の減額になっております。これに対して過疎債が七十万増えておりますので、相殺しますと、そうあれはございませんけれども、減額の理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

国との補助金申請の段階で、本体に係る部分に関しては、補助率が二分の一、付属部品、例えば料金箱とか、アナウンスを行う設備とか、そういった部分に関しての補助が四分の一ということで、その部分が減少になっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうしますと、最近それは判ったんでしようけれども、過疎債の七十万は、これは間違いございませんか？

過疎債の七十万の増は…。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） その分につきましては、財政課と調整をいたしておりますので、大丈夫だと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 二項・県補助金で、二目・民生費補助金、ここの中の一節の、社会福祉費補助金の中で、高齢者・障害者住宅改造成補助金。これが補正の二号で、二十二万計上されておりますが、今回また同額の減額であります。

その内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

県の補助金の枠の関係で、この分しか付かないということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 二項の県補助金の、四目・農林水産業費の、三節・水産業費のところですね、離島漁業再生支援交付金が百二十二万四千円減額になっております。

これは私なりに計算したところ、十二世帯ばかり減つとるごたつてすね、これね…。それで、十二世帯減ったつちゅうのはこれ数的にちよつと多いもんですからですね、これ、内容をちよつとお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この件につきましては、漁業集落と漁協の方から、そういう人数・世帯の報告がありまして、その部分で減額というふうにさせてもらっております。

内容についてはですね、申し訳ありませんが、ちよつと手元に資料を持っておりませんので、後で答弁させていただきます。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 資料については、後で結構でございます。

その下ですね、これはコンピューターと自動給油機ですね、これも減額になっております。これは入札執行による減だろつというふうに思っておりますけども、この中で特に船舶自動給油機、これについては私なりにちよつと計算してみたんですけど、当初の事業費、前もらつておりました『振興事業実施計画総括表』からですね、拾い出して見ますと、給油機が約一千四百万の事業費でありましたんですけど、その落札価格からしますと、私なりに七〇%を切っているのかなというふうに思うもんですから、その内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

この件につきましては、宇久の方で整備されている事業でございます。

漁協に関する事業に關しましては、例えば、小値賀の本所に関連する事業につきましては、うちの方がいろんな部分で精査しながら、そういった入札関係等もチェックをいたしておりますが、宇久支所の場合は、佐世保市の管轄でございますので、宇久行政センターと漁協の方が調整をしながらやっているというのが現状でございます。

それで、いろんな話を聞きますと、県とか行政センター、そういったところのやり取りによりまして、工事の内容が若干見直しになったとか、そういったものも聞いております。そういう中での、入札結果が極端に下がったということで、県の補助金もそれに併せて減額になったというような状況です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） これについてもですよ、後で結構でございますので、事業費、そしてそれに係る県費なんかの明細をです、判る範囲内で結構ですので、提出していただけませんか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 資料につきましては、後で報告させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十五款・財産 収入

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 一目・財産貸付収入での、一節・土地建物貸付収入の中の、船瀬の海水浴場レストランの、これが減額になっております。

今後ですね、明日、勿論来年度のは審議するんですけども、当初予算にも三十万そのまま計上になっております。それで、今回、減額になっておりますので、レストランハウスの使用料の、今後の見込みはどのように捉えてますか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 十五万円の減額でございますが、月二万五千円の六ヶ月分、これは十九年度に公募していただくんですけど、応募者がいなくてですね、それで減額させていただいております。

で、二十年度につきましては、応募者がこちらの方に伺いに来ております。で、二十年度はできるんじゃないかと思つて

当初予算から計上させていた দিয়ে おります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十六款・寄 附 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰 入 金

小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 八目・減債基金繰入金ですけれども、基金を取り崩して、それをせざるを得んやった理由とですね、そして基金の現在高についてお伺いします。

議長（横山弘藏） 財 政 課 長

財政課長（西村久之） お答えします。

この取り崩しの理由につきましては、提案理由で述べましたように、貸付利率の高い分について、それを繰上償還するために今回、六千五百二十一万八千円計上させていただきます。この現在高につきましては、これを崩しますと、一億三千三百二十一万六千六百一円になります。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） どのくらいの効果があったのか。つまり利益があったのか…。

議長（横山弘藏） 財 政 課 長

財政課長（西村久之） この繰上償還に伴う利率につきましては、五・五%でございます。この繰上償還をすることによりまして、利子ですね、「約五百六万三千円設ける。」と言いますか、その分を支払わなくていいようになるということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

五番（浦 英明） 関連質問です。

浦 議 員

この分につきまして、何件ぐらいあるのか。一件なら一件でも結構ですけども、償還ですね、繰上償還…。

それと、元金の分がですね、後で出てきますけども、この分が六千三百八十二万七千円ということで、百三十九万一千円



の差異があるわけですけども、この分について判りますかね？えーっと、言ってる意味は解りますか？解りませんか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

一点目の、何件かというのですね、件数的に申しますと、物件で二つですね。幼稚園園舎と地総債の分の二件を、今回繰上償還するものでございます。その利益が五百六万三千円ということですね。

それと、もう一つの意味がよく解らなかつたんですけど、それは歳出の方の分ですよ？

歳出の方でもう一回お答えします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午後 一時 四十三分 ―

― 再開 午後 一時 四十四分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

五番（浦 英明） 幼稚園と、もう一つを書き忘れてましたので、どこかをもう一度確認の意味でお尋ねします。

それとですね、この幼稚園につきましては、後を図書館とかそういった教育関係の方に使うと、教育関係の方に使うのであればこれは別に繰上償還をしなくてもいいとかなんかいうふうな、前聞いたような記憶がありますけども、そうとは違うんですかね？もう一度お願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

何度も言うように申し訳ないですけど、利率が高くてですね、貸付利率が高いもんですから、その利子の分の五百万を稼ぐために、あっ、「稼ぐために」という言い方はおかしいかも知れませんが、その分を今回繰上償還した場合にですね、その五百六万三千円を払う必要がなくなるわけですね。よって、そのために繰上償還をさせていただくということでございます。

それと、もう一件の分はですね、「地域総合整備事業債」と言って、運動公園を造るときに借りた起債があるんですけど、どの分と言いますか、その中で何件かありましてですね、その中の一件分を、運動公園の中の一つの事業です。どの部分を

どんだけ借りたつちゆうのはその年度で違ふもんですから、「何件」と言われないんですけど、その中の、一つの起債を繰上償還するということです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収 入

松 永 議員

九番（松永勇治） 雑入で、ちよつと三点ほどお尋ねいたします。

アイランダー物産売上金が六月補正です、二十一万二千円計上してあったんです。初めてです。そして今回十三万六千円減額すると、七万六千円になります。物産展が終わってから実績に基づいて計上すべきではないかと、私はこの分についてはですね、ある程度『費目設置』はしとっていいですけども、これはやつてみるんことには判らん訳ですから、始めから予想が立てられないんじゃないかと思えますし、この点についての計上の仕方ですね。

それとですね、アイランダー参加費補助金が今年度から出とるわけですけど、この内容の説明。

それとですね、職員会負担金（職員用駐車場賃借料）、これは十八年度頃から取られているようにですけど、役場内駐車場、六社神社前駐車場とですね、貸付収入でこれは上がつとるわけですけど、これだけが雑入で入れるつちゆうことじゃなくて、これも財産貸付収入で、財産管理費の中に持つて行くべきじゃないかと思えますが、その見解をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） すいません。ちよつと質問がよく解らなかつたもんですから、遅くなりましたけど…。

物産売り上げにつきましては、一応予算を立ててですね、そして実績に基づいて落とすというのが、まあ本当なんじゃないかと私は思っております。

それと二番目の、アイランダー参加補助金につきましてはですね、十九年度よりですね、日本離島センターよりの補助が二十万あっておりまして、当然、今回当初予算にも計上しております。

それと最後の、職員会の負担金を雑入じゃなくて、財産運用収入で上げるべきではないかということですが、これは職員会の駐車場は三十万円で、ある個人から借りているわけですが、その分の半分を、職員会が負担をするということでございますので、雑入で上げているわけでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 答弁の仕方が少しあれのような言い方でちょっと気に食いませんけども…。（笑い声あり）

これはですね、二十一万二千円を十九年度は六月補正で上げていますよ。これはそんなら実績で上げたんだなあと思っていたんです。ところが、これを今回十三万六千円減しとるわけですね。それはもう実績に基づいて減らしたんでしょうけども、そうすると、七万六千円にしかならないんです。実質、この売上金は…。

だから、この場合にはある程度は見えていいですけども、設置はしとつていいですけども、これはアイランドー物産展を開くわけですから、幾らなりとあると思いますけども、こんなものは『科目設置』ということはあまり上等じゃないんですけども、こういうふうなものは何回も補正したりなんだからいいようにですね、総務課長の考えではそうであろうかと思えますけれども、私はそうがいいんじゃないかということであつて、強制するものではありません。

それから、同じ財産ですよ、小値賀町の…。職員の駐車場もですね。これを取るとすればですね、やっぱり財産収入の中で上げるべきじゃないかと思えますけれども、まあ貴方の見解で、是非とも『雑入』で入れるつちゆうことであれば、強制はしませんけども、見解ですよ。ものの考え方についてお伺いしたわけですから、そうお考えであればそれで結構です。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 私は『雑入』でいいと思いますので、しかし、議員さんの考えもありますから、後ですね、どちらで上げた方がいいのかを判断して検討してみたいと思います。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 一番上の方ですね、漁村再生交付金事業促進交付金、これが五百六十万一応減額されておりますけども、これは当初予算で、「斑の下水道の二億七百万に對する八%分を計上します。」というふうな説明があつたと思うんですけども、今回、その減額になつた理由をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

減額になつた理由はですね、工事の進捗を受けまして、二十年度繰越事業として上げております。で、今回、町の方に交付される分は、前途金相当額を計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

松永議員

九番（松永勇治） 三目の衛生債でございますけども、地域再生事業債。これはよく調べてみますと、二トンダンプ購入事業のようでございますけれども、予算を補正するときにはですね、地方債の中ですね、二トンダンプ購入費でなつとるわけですよね。補助事業…。今回は、地域再生事業つちゆうことで、ちよつと解り難いような感じになるわけですね。

ですから、この場合は、この事業債でしようけれども、括弧なりして『二トンダンプ購入事業』というように入れていただければと思いますか…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

議員おっしゃるとおり、なかなかほんとは合わせるべきだと思しますので、次回からそのようにしたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議会 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・総務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生 費

岩坪議員

六番（岩坪義光） 民生費の四目の、身体障害者福祉費、これの二十節、知的障害者地域生活援助事業が減額三百三十六万八千円、そして知的障害者居宅介護事業三百八十六万七千円増額されておりますが、これの内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

予算の組み替えでございまして、知的障害者のグループホーム関係の経費でございまして、予算の組み替えでございまして。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 十八頁。これは社会福祉総務費の二十八節・繰出金。老人保健特別会計繰出金が二千八百八十一万四千円、今、現計で三千八百四十四万一千円で、合わせますと六千万円を超過すわけですが、今の時期にこの繰り出しつちゅうのは、年度終わりに繰り出しつちゅうのは何か事情があるんでしょうか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

老人医療費に關しましては、国・県、支払基金等からの財源が決まっておりますが、そういったものは全国の医療費で計算して、小値賀町に出す分というのが決まる関係で、今の時期になって入ってくる金額が確定します。

医療費につきましては、小値賀町の医療費ということで実績が上がるわけですが、その差額分に関しましては、今年度小値賀町の一般財源で立て替えておいて、次年度に精算交付されるという形になります。その分は、二十年度になりました追加交付があった場合にまた一般財源に戻すというような会計になります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 十九頁の、三目・児童福祉施設費の中で、十一節・需用費。この修繕料がですね、当初予算で三十万、また補正三号で十五万七千円、そして今回また十五万円の計上となっております。

この需用費あたりですね、計上の仕方がちよつと余りにも回数が多いんで、ちよつと当初予算の見積もりを考えた方がいいんじゃないかと思えますけども、今回の修繕料の内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

児童福祉施設費、所謂、幼稚園・保育所に係る分でございますが、今回の修繕料の内容は、エアコンの修繕でございます。暖房が入らない教室があったものですから、急遽、予算計上させていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

松永議員

九番（松永勇治） 二十頁の、一目・塵芥処理費でございますけれども、備品購入費です、三百四十三万三千円減額になっております。

内容を見ますとですね、二トンダンプ購入費が計画額が四百三十七万一千円に対して、九十三万一千円の減額。それから塵芥収集車購入費の計画額で七百三十万が二百五十万二千円減額して、四百七十九万八千円。合わせてですね、三百四十三万三千円の減額です。

こうして最終予算です、当初から組んだものが今、最終予算で実績で上がってくるつちゅうのはですね、財源が非常にもつたないわけですね、こういうふうなことは、はっきり判ったら早い時点で減額してですね、これ実績に基づいてですから、これは減額するのが悪いつちゅうことじゃないんです。いいことですよけれども、こういうふうな大きな財源をですね、最終予算で、よつぽどの事情がない限りですね、当初予算で組んだものを、最終予算で調整するつちゅうのは考え方として如何なものでしょうか！

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございますが、二トンダンプの購入が二月だったものですから、数字が固まるのが最終補正になってしまったと。まあ一台ずつ補正をすれば、途中でもう一回補正をする機会はあるんですが、最終的に最終補正になってしまいました。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） この『節』ばかりじゃありませんけれども、最終予算です、当初予算に組まれたものが最終予算の中で調整されるつちゅうのは、増額にして、減額にしてですね、こういうことはやっぱり早めですね、よく調べてですね、少なくとも十二月までの補正です、調整されるものは調整していただきたいと思えます。

これは要望です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

土川 議員

三番（土川重佳） 五目ですね、十五節・工事請負費。今、湧水事業だと思えます。本年度何箇所と言いますか、反別でもいいです。そして、今後、二十年度の予算にもありますけど、どのくらいの工事の予定をしておられるのか。

それと、受益者負担の割合をお聞かせ願います。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹  
産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、湧水対策の事業でございます。

今年度十四戸、一・四ヘクタールで、長さについては九百メートルの暗渠排水の工事が上がっております。

それで、一応二十年度は、ちよつと手元に（資料が）ありませんので答えることができませんので、委員会の折に答えさせていただきます。

それで、一応受益者の負担がですね、事業費の一五%というふうに計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 一目・林業振興費の中での、委託料。松くい虫の防除を行っております。この作業の内容とですね、

それから、畜産業費の中での、かあちゃん牛導入事業の中で六十万減額、つまり当初予算の七十五万から六十万の減額。この内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 松くい虫防除の（特別伐倒駆除）の件で説明いたします。

この作業はですね、松くい虫被害木の伐倒駆除と言うか、チェーンソーで伐って、焼却まで含めております。

それで、今回補助事業が増嵩されまして七十立方メートルの補助に對しまして、百五十九立方メートルの補助が付いておりました、増額ということで委託料を上げております。

そして、かあちゃん牛につきましましては、今年度五頭の計画を当初上げてたんですけど、現在今のところ、いませんで、三月の『市』で一頭ぐらいはということ、一頭分を残しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石 議員

八番（立石隆教） 先ほどの伊藤議員の関連でお伺いをします。

今の、松くい虫防除の作業委託料二百二十四万円ですが、内容はお伺いしましたが、これはあと本年度は二十何日しかありませんが、執行できるんですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 一応、県の補助をいただいたのが一月で、指令で担い手公社の方に百五十九立方メートルいたっているということで、今現在ですね、二百五十九立方メートル、本数にいたしまして千四百九十九本の処理をしております。被害木としてですね…。そして今後、三月中にですね、約二百五十本、五十立方メートルの処理を見込んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 二十三頁の、五目・漁港建設費の中で、三節・職員手当て。これがですね、時間外手当が補正の二号で十五万ほど上がっております。それで、今回で、十五万減額になっておりますが、その内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

柳漁港がですね、計画変更がございまして、これにかなり時間を要するだろうということで、十五万補正していたわけですが、職員がさばけまして残業せずに定刻内で終わっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商工費

岩坪議員

六番（岩坪義光） 二十四頁の観光費。三目です。十五節の工事請負費。

補正一号で三千二百二十万上がり、補正二号で百四十万上がって、今度五十万上がっておりますけども、これは追加工事ですか？説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この工事につきましては、十一節の需用費で消耗品が五十万ございしますが、これは補助対象となっております。その部



分が現在のところ、使用する見込みがありませんので、工事費の方に持っていったわけですが、追加工事としてですね、シャワー室とか便所に通じるドアの修理とか、取り替えとか、そういった部分が発生するということでございますので、工事費の方に移動をさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 議長にお伺いしますが、ここに、予算で今度、四目の『じげもん振興費』が出ていないんですけれども、十二月の定例会の折にですね、指摘した事項があるんです。事務的なですね…。

それで、ここで答弁を求めているかどうか。お許しをいただければ、質問したいんですが…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 —	午後 二時 十一分 —
— 再開 —	午後 二時 二十七分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

商工費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 先ほど、答弁保留がありましたので、その分についてお答えをさせていただきます。

県補助金の、離島漁業再生支援交付金の十二世帯分の減の、内訳の件でございますが、死亡が三世帯、それから「三十日以上の出漁日」というのが必要でありますので、それに該当しなくなった世帯が九世帯、合計の十二世帯が減となっております。

議長（横山弘藏） 全般について何かご質疑ありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 十七頁、二款・総務費、三項の、戸籍住民基本台帳費のところで、二目の、住民基本台帳ネットワークのところ、委託料が四十一万六千円減額です。これの内容を伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

住民基本台帳ネットワークのコンピュータシステムが、平成十三年十二月に導入しておりますが、耐用年数が過ぎまして初期導入機器のハードウェアの保守契約自体が切れます。これからはスポット保守ということになるかと思いますが、そのために定期的な保守委託料を減額するものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 歳出でお伺いをいたします。

特に教育費の中で、旅費とか、講演会ですね、謝礼とか、当初予算に組んでいたやつがほとんど減額になっております。四件ほどあります。

今後ですね、当初予算を組む場合にはですね、多分、まあ時化か何かの時はやむを得ないと思いますが、できるだけ当初予算で計上したものがそのままですね、全額減額にならないように、ひとつつ努力をしていただきたいと思います。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

今の、講演会の講師、それから旅費かれこれですけど、本年度の場合、二回講師を招聘して行う予定でしたが、県の職員の場合がつかまして、県の職員を講師として呼んでおります。それで県の職員には『謝礼』も『旅費補助』も要りませんの

で、その分だけが落ちております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 十七頁の、七目の、交通安全対策費。これは減額三十万一千円になっておりますけれども、前は何か、宇久が合併したので上五島と小値賀町で負担するつちゅうことで、決算は少し上がっちゃったと思います。そるで、今度減額なれば大体四十五万ぐれなりますけども、この内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） これは主に交通指導員が一名の減です。三名から二名になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一四号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第一四号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第一四号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第一五号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一五号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第四号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、実績見込みによる保険給付費の増、診療所会計への繰出金が主なもので、第一条に示すとおり、歳入歳出それぞれ二千九百八十三万二千円を追加し、予算総額を六億七百九十八万一千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、概要をご説明いたします。

六頁をお開きください。

三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金四百四十一万円を増額、同じく三目・高額医療費共同事業負担金二十二万一千円を減額し、補正後の国庫負担金の総額を一億二千八百三十一万一千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金三百二十四万二千円を減額し、補正後の国庫補助金の総額を五千六十万五千円としております。

四款、一項、一目・療養給付費交付金八百六十五万六千円を減額し、療養給付費交付金の総額を五千九十五万円としております。

五款・県支出金、一項・県負担金、一目・高額医療費共同事業負担金二十二万一千円を減額し、同じく二目・財政調整交付金二百九十四万四千円を減額し、県負担金の総額を二千九百五十六万三千円としております。

七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・利子及び配当金二十二万円を増額し、財産運用収入の総額を六十八万六千円としております。

八款・繰入金、二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金四千四十八万六千円を増額し、基金繰入金の総額を六千八百六十一万七千円としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費百二十八万五千円の増額は、十三節・委託料で医療制度改正に伴う電算システムの改修委託料が主なものでございます。補正後の総務管理費は、七百九十三万七千円でございます。二項・徴税費、一目・賦課徴収費、十一節・需用費四万円を減額し、補正後の徴税費を三十万七千円に、三項、一目・運営協議会費、九節・旅費二万一千円を減額し、補正後の運営協議会費を六万円に、四項、一目・趣旨普及費、十一節・需用費二万八千円を減額し、補正後の趣旨普及費を十万七千円にいたしました。

二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費二千万円、五目・審査支払手数料一万八千円を増額し、療養諸費の総額を三億二千二百二十六万一千円といたしました。二目・退職被保険者等療養給付費、三目・一般被保険者療養費、四目・退職被保険者等療養費は、それぞれ財源の組み替えでございます。同じく二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費、二目・退職被保険者等高額療養費は、歳入費目の増減による財源の組み替えでございます。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費十二万三千円の増額、二目・退職被保険者等移送費は、財源組み替えで、補正後の移送費の総額は八十二万三千円でございます。

三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金は、財源の組み替えでございます。

四款、一項、一目・介護納付金五万四千円を減額し、補正後の介護納付金の額を三千四百八十二万六千円といたしました。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金八十八万七千円を減額し、二目・保険財政共同安定化事業拠出金百二十四千円を減額し、補正後の共同事業拠出金の総額を八千七百六十九万円といたしました。

六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費、十一節・需用費十万人八千円を減額、十三節・委託料一万七千円を増額し、補正後の保健事業費を十六万八千円といたしました。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費、十一節・需用費を三万円増額、十二節・役務費を三万円減額、二目・保健指導事業費、七節・賃金を四十三万円、八節・報償費を一万

円、十三節・委託料を十一万一千円それぞれ減額し、補正後の健康管理センター事業費を七百五十一万七千円といたしました。

七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金二十二万円を増額し、補正後の基金積立金を六十八万六千円としております。

九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は 前年度交付分の精算返還金で十四万六千円を減額し、補正後の額を八百五十八万一千円といたしました。同じく三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金一千百十二万八千円の増は、町立診療所へ繰り出すものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第七款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第八款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・老人保健拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・介護納付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・共同事業拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・保健事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・基金積立金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第九款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一五号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第四号）を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第一五号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	四十六分	—
—	再開	午後	二時	五十六分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

日程第七、議案第一六号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

**住民課長（中川一也）** 議案第一六号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、第一条に示すとおり、歳入歳出それぞれ一千七百八十五万円を減額し、予算総額を四億七千七百七十四万四千円にするものでございます。

補正の内容は、国県支出金の今年度交付見込額及び医療費見込額の見直しによるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金一千六十九万九千円を減額、同じく二目・審査支払手数料交付金二十



万五千円を減額して、補正後の支払基金交付金の総額を二億三千五百五十九万円としております。

二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金二千四百四十六万円を減額し、国庫負担金の総額を一億三千七百九十八万四千円としております。

三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金四百三十万円を減額し、県負担金の総額を三千六百二十八万九千円としております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金二千八百一十一万四千円を増額し、一般会計繰入金の総額を六千二十五万五千円としております。

次に歳出を申し上げます。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料十万円を減額し、補正後の総務管理費の額を七十三万九千円といたしました。

二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費を一千七百万円、二目・医療費支給費を五十万円、三目・審査支払手数料を二十五万円減額し、補正後の医療諸費の総額を四億七千七百六十六円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・医療諸費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一六号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第二号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一六号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第一七号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一七号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百五十一万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億二千九百七十六万九千円にするものとございます。

今回の補正は、十九年十月から始めました介護予防サービス給付費と介護サービス給付費間の予算の組み替えが必要となり補正するものとございます。要介護度の認定時期がそれぞれ異なり、制度前の介護度から、予防サービス対象となる要支援一・二への認定時期や対象者の数の見込みに差が生じたものとございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料二十五万五千円を減額し、保険料の総額を四千六百二十八万四千円といたしました。

四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金百五万二千円の減額、補正後の額は五千二百四十二万円でございます。二項・国庫補助金、一目・調整交付金四百三十二万二千円を増額、二目・地域支援事業交付金（介護予防事業）十三万六千円、三目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）三万九千円の減額、五目・事業費補助金は、法改正に伴うシステム改修費補助金四十四万七千円の補正で、二項・国庫補助金の総額を三千四百八十四万七千円といたしました。

五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金七万八千円を減額し、県負担金の補正後の額を四千五百二十八万三千円といたしました。三項・県補助金、一目・地域支援事業交付金（介護予防事業）六万八千円、二目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）一万九千円を減額し、補正後の県補助金の額を百十三万八千円といたしました。

六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金四百四十七万二千円を減額、二目・地域支援事業支援交付金三十九万九千円を増額し、補正後の支払基金交付金の総額を九千二百二十万二千円といたしました。

七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金を百七万五千円、二目・地域支援事業繰入金（介護予防事業）六万八千円、三目・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）一万九千円を減額し、四目・その他一般会計繰入金百四十二万九千円を増額、補正後の一般会計繰入金の額を四千六百九万六千円といたしました。

九款・諸収入八十三万二千円の減額は、事業量の減によるものでございます。歳出についてご説明いたします。

九頁をお開きください。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費七十五万四千円の増額は、十三節・委託料で、法改正に伴うシステム改修料が主なものでございます。二項、一目・賦課徴収費を二万円減額、三項、一目・介護認定審査会費を六千円減額、二目・認定調査等費を二十五万九千円増額、介護認定審査会費の補正後の額を三百七十二万二千円といたしました。

二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費一千一万八千円を増額し、補正後の介護サービス等諸費を二億六千八百二十八万円といたしました。二項、一目・介護予防サービス等諸費一千四百九千円を減額し、補正後の介護予防サービス等諸費を九百六十六万四千円といたしました。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料十七万三千円の減額、四項、一目・高額介護サービス費五十四万二千円の増額、五項、一目・特定入所者介護サービス費八十四万八千円の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

五款・地域支援事業費、一項・介護予防事業費を四十四万五千円減額し、補正後の介護予防事業費を百九十九万二千円といたしました。二項・包括的支援事業・任意事業費百十四万八千円の減額は、介護予防サービス計画作成委託料等の実績見込みによるもので、補正後の額を八百二十三万六千円といたしました。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・国庫支出金

土川 議員

三番（土川重佳） 一目・調整交付金ですが、こんだけ四百三十二万二千円入っていますが、これは小値賀町に調整基金として何パーセントの数字にあたりますかね…。五%がちょっと基準値で調整がなされておる次第でございますが、そこをお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

調整交付金につきましては、議員がおっしゃるように「五%」が定率ということでございますが、介護保険の財政の安定に資するためということで、保険者によって調整交付金のパーセントは変わります。

おっしゃるように、七十五歳以上の後期高齢者が多い保険者、比率が多い保険者や、それから保険料の第一段階・第二段階の層が多い保険者におきましては、この調整率に上乘せがあります。

当初予算で、約九%で計上しておりますが、介護給付費との関係がございますので、介護給付費の金額と最終的なパーセントの詰めはやっておりませんが、その九%よりも多いということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・支払基金交付金

加山 議員

二番（加山雅徳） 一目のですね、一節の二号被保険者分です、介護給付費交付金の四百四十七万二千円の減額の内訳の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 交付金につきましては、「向こうの方から」と言いますか、交付額の確定額が決まってくるので、示された金額でこちらは申請を出して、歳入として計上するという形になります。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 今の答弁では、根拠があるはずですから、その減額の根拠をですね、幾らに対して幾らというパーセンテージがあるはずですから、その説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

交付率というのは、三一％で理論的にはみられるようになっております。

ただ、これも二号被保険者の集めた金額というのが全国にいつて、それが各保険者に配分されるということになりますので、正確な数字、若しくは過去の実績で金を集めるとか、そういうこともございますので、今年度の給付費とマッチするというわけにはいかないというところでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸収入

土川議員

三番（土川重佳） 一目ですけど、補正前百二十万、補正後、減額八十三万二千円ですけど、これは地域包括センターのことでしょうかね…。そうですか？はい…。

地域包括センターも事務局を役場の中に施設を移しております。それで一年目でまあ「見積もり」と言いますかね、見積もりとまあ調定額ちゅうか、足した額との、これ違いですかね？そういうふうな解釈でいいのですかね…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

今度の補正の全般に言えることでございますが、介護予防給付事業を始めたのが十月からでございます。

で、当初予算にはもう少し早く始めるとか、あと、介護予防の対象者の認定替え、要介護一の方から要支援の二に移ったり、従来の要支援一で介護給付を受けていた者を、介護認定を替えて、要支援一、若しくは要支援二として介護予防給付の方に移行すると、そういう認定替えの作業が大体半年に一回だもんですから、その半年が来ないと認定替えの機会にならな

いと…。

そうしますと、対象者が十月から始めるときにまだ介護予防の対象者になっていない人が相当いらっしやって、その分、逐次対象者になっていくもんですから、当初の予算案に比べると、非常に介護予防の対象者が少なかつたと。

ここにかかる介護予防サービス計画費は、そういった介護予防対象者に対するケア・マネージメントの計画策定だもんですから、その事業量自体が下がったということでございます。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・保険給付費

土川議員

**三番（土川重佳）** 一目・介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費ですね、減額六百七十七万三千元。

これは水の下グループホームのことでしょうか、この下がった理由をお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、グループホーム『暖家』に係る給付費でございますが、当初予算では、開設時期をもう少し早く見込んでおりました、約十ヶ月は平成十九年度中に運用するだろうというふうに見込んでおりましたけれども、実際は二ヶ月遅れて開設した関係で、給付費自体が下がっております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第五款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一七号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一七号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第一八号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第一八号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、小値賀地区簡易水道施設整備事業の事業費の減額が主なものでございまして、第一条は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算からそれぞれ八百九十万六千円減額し、歳入歳出予算の総額を二億九千四百八十八万円としております。



第二条は、地方債の変更規定でございまして、「第二表地方債補正」に示しますとおり、限度額を四百万減額し、九千六百万円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書七頁、歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料五十九万四千円増額補正し、一款・事業収入を五千七百二十四万八千円としております。

二款、一項・国庫補助金、一目・衛生費国庫補助金の四百万円減額補正は、施設整備事業の入札差金によるものでございます。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を百五十万円減額補正、六款、一項・町債、一目・衛生債を四百万円減額補正しております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を七十万七千円減額補正、三目・消費税を七十一千円増額補正し、一款・総務費の総額を四千五百二十八万五千円としております。

二款、一項・施設整備費、各節の減額補正は、入札差金による事業費の減額によるものでございます。二款・施設整備費を八百九十万円減額補正し、施設整備費の総額を一億九千二百十万としております。

以上、提案理由のご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・町 債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・施設整備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一八号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第一九号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第一九号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、斑地区の下水道事業において、単独管渠工事の年度内完成が困難なため、工事費の減額補正が主なものでございます。

第一条は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算からそれぞれ四百三十三万二千元を減額し、予算総額を二億七千八百三十六万七千円といたしております。

第二条は、斑地区漁業集落排水事業管渠工事において、岩盤等により工期内完成が困難となり、「第二表繰越明許費」とおり、六千七百万円を二十年度へ繰り越し、施工しようとするものでございます。

第三条は、「第三表地方債補正」に示しますとおり、限度額を四百五十万円減額し、一億五百九十万円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書九頁、歳入よりご説明いたします。

一款、一項、一目・使用料を百二十七万二千元減額補正し、事業収入を一千九百十二万八千円としております。

三款・県支出金、一項・県補助金二十五万円の減額補正は、十八年度に実施しました浄化槽市町村整備事業費の減額によるものでございます。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を百万円追加補正しております。

六款、一項、一目・諸収入六十九万円の追加補正は、確定申告による消費税還付金でございます。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債、四百五十万円の減額補正は、斑地区下水道事業の単独工事費の減額が主なもので、補正後の下水道事業債を一億五百九十万円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を十二万五千円追加補正、三目・漁業集落排水管理費を三万円追加補正、四目・農業集落排水管理費を二万五千円減額補正、五目・公共下水道管理費を三十八万七千円追加補正し、補正後の総務費の総額を一千八百四十三万四千円にしております。

二款、一項・施設整備費、一目・漁村再生整備費は、斑地区下水道でございますが、四百二十四万五千円の減額補正は、岩盤掘削等に不足の日数を要し、工事の進捗が遅れ、年度内での完成が見込めないため、単独管渠工事費を減額しております。三目・公共下水道事業費、九節・旅費を六千円追加補正、十一節・需用費を七万五千円追加補正、十二節・役務費を二万五千円減額補正、十三節・委託料は、公共下水道の変更認可業務等が必要となり、業務委託費三百九十二万七千円を計上しておりますが、入札により八十八万二千円の減額となっております。十四節・使用料及び賃借料を十八万一千円減額補正、十五節・工事請負費を百万七千円追加補正しております。

三款、一項・公債費、一目・元金は、財源の組み替えでございます。二目・利子を五十万七千円減額補正し、公債費の総額を一億二千六百三十二万一千円にしております。

四款、一項・予備費を九万七千円減額し、予備費総額を五十七万五千円とし、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を二億七千八百三十六万七千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第三款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・町債

七番(伊藤忠之) 下水道事業債についてお伺いいたします。

伊藤議員

四百五十万の減額になっておりますが、その中ですね、辺地債と下水道債、これの内訳が判ればお願いをいたします。

議長(横山弘藏) 建設課長

建設課長(中村敏章) 四百五十万の内訳でございますが、下水道債でございます。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・施設整備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・公債費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

建設課長

建設課長(中村敏章) 先ほど、起債の割合で間違っておりますので、訂正させていただきます。

下水道事業債が二百三十万円、辺地債が二百二十万円、合計の四百五十万円でございます。どうも失礼しました。

議長（横山弘藏） 歳入歳出全般について、何かご質疑ありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） この斑の下水道がですね、大体始まるときには、あそこは岩盤ですからもう工事がですね、遅れるようなことは前から予測されとったはずですよ。

この点を踏まえてですね、来年度繰り越しする工事の分はですね、十分に工事の期間をとって、今年のように工事が遅れたとか何とかいうようなことがないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

当初より岩盤が出ることは想定していたわけなんですけど、現地を確認しましてあそこの岩質がですね、多孔質玄武岩というところで、軟岩で見えておりました。

ところが、実際掘ってみますと、かなり硬くて、普通硬岩と言われるのが五百キロ以上が硬岩ですけど、斑地区の場合、千五百キロございまして、かなり硬い岩盤です。

そこで、かなり工事の進捗が遅れたわけなんですけど、二十年度につきましたはですね、それを踏まえまして岩質も検討しまして、工期等も考慮していきたいと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一九号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一九号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第二〇号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、診療収入の全体的な見直し及び看護業務委託料の減額、並びに医療機器の修繕料、医薬材料費の増額が主なものでございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ六百四十万六千円を増額し、補正後の総額を四億四千二百四十万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入、五目・その他診療報酬収入を六十万円減額し、一項・入院収入の補正後の総額を五千四万円にいたすものです。これは、生活保護者の入院が減少したことによるものです。二項・外来収入で、三目・老人保健診療報酬収入を三百万円減額、五目・その他診療報酬収入を百万円減額し、二項・外来収入の補正後の総額を三億一千九百四十一万円にいたすものです。これは、一月までの患者数及び診療報酬の実績から考察しますと、当初の推計より下回っていますので減額いたすものです。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金を一千百十二万八千円増額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を四千七百五十二万八千円にいたすものです。これは、へき地直診補助金で交付対象額が上がり、三百十二万八千円の増額、赤字補填分として国保財政調整基金より八百万円の繰り入れを行うものです。

六款・諸収入、二項、一目・雑入を七万八千円増額し、二項・雑入の補正後の総額を二百四十万七千円にいたすものです。

これは一節・給食収入で実績による減額と、二節・雑入の三十七万八千円の増額は、医療機器の故障による損害保険の収入が見込めますので計上いたしております。

七款、一項・町債、一目・病院事業債を二十万円減額し、一項・町債の補正後の総額を二百四十万円にいたすものです。これは胃カメラ用ファイバースコープ購入の精算による減額です。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等の四十五万八千円増額は看護師の夜勤二名体制に係る増額分が主なものです。四節・共済費十万円増額は、医師分で月中採用による調整分です。十三節・委託料二百万円減額は、補助看二名の退職に係るものです。十四節・使用料及び賃借料六十七万六千円の増額は、上五島病院からの専門外来医師招聘に係る交通手段の変更により、タクシー及びチャーター船借上料でございます。十九節・負担金、補助及び交付金十五万円の増額は、医師家族の引越し分の経費の計上でございます。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千八百三十三万八千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十一節・需用費百五十万円増額は、CTスキャナーユニット内のマザーボード故障による修理費の計上です。十四節・使用料及び賃借料二十万円減額は、在宅酸素の患者数が当初見込みより減少する見込みによるものです。十八節・備品購入費十四万三千円の減額は、前回補正で計上いたしました、胃カメラ用ファイバースコープ購入実施による執行残分でございます。二目・医薬品衛生材料費、十一節・需用費六百万円増額は、薬品衛生



材料費で、一月までの実績を基に見込計上いたしております。

四款、一項、一目・予備費は、十三万五千円を減額し、一項・予備費の補正後の総額を七十四万七千円といたしました。以上、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第六款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第七款・町 債

松 永 議 員

**九番（松永勇治）** 起債がですね、町債が二百六十万過疎債を充てとったわけですね。

ところが、二十万減の、今度は過疎債に替わって辺地債を計上されているようです。ですけど、充当率が同じであればですね、そのまま二百六十万が辺地債になるわけですけども、機械器具購入費が下がったのかちゅうことです。

そうすると、一般財源が増えるちゅうことでございますので…。二十万ですね。

**議長（横山弘藏）** 診療所事務長

**診療所事務長（升水裕司）** お答えいたします。

予算書の一番最後の十八頁を見ていただければいいと思うんですけども、当初二百六十万円、過疎債でこれは計上していたんですけど、財政の方では辺地債を充てたということ、うちの方のこれはちよつと勘違いで、過疎債を二百六十万ちゅうことで過疎債の方に入れていたんです。

ですけど、本来は二百六十万は辺地債でした。で、今回、この変更で二百六十万を落としまして、これは機械購入自体がですね、二百六十万から執行残で二百四十万に下がったわけです。事業費全体を、もう起債全部充ててるといふことで、そういうことで、前回、間違つてちよつと過疎債の方に上げてましたけど、当初から辺地債で、そういうことです。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 機械購入費が二百六十万だったのが、二百四十万で済んだと。ということは、別に二百六十万のまま二百四十万に起債が下がったつちゆうことじゃないですから、何ら財源的には変わらないということですね。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 一目・一般管理費の中で、十三節・委託料。

先ほど、事務長の方から二百万の減は夜間看護師の分と伺いましたけども、現在何名で運営しているんでしょうか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

現在、夜勤二名体制ということで、今年の十一月から実施いたしております。

一応、全員で十一名で組んでおります。その十一名の中で、正職員が七名、残りが補助看が四名ということで、合計十一名で、それと体制としましては、看護師の職員と補助看のペアということで回っております。

一応そういうことです。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 最近、話を聞いたんですけども、何か看護師さんの方が二人ほど退職するらしいという話を聞いたんですけども、その辺はちよつとどのように捉えておりますか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） その二人ほど退職されるというのが、正職員なのか臨時職員なのか、ちよつと判らないんです

けれども、二月いっぱいまで臨時職員の方が一名退職をされました。

それで、正職員の方の退職は一応一名予定をしておりますが、今のところ何月に退職されるということは、まだお聞きしていない状況です。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・医 業 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午後一時三十分より開議します。

― 午後 三時五十二分 散会 ―